

感染拡大防止に向けた対策（令和3年4月9日）

1 入院医療体制等について

I 入口対策

1 入院医療体制

(1) 病床確保計画の見直し

一般医療と両立しつつ、この冬の最大数の2倍程度の感染者数にも対応できるよう病床確保計画を見直し、入院・宿泊療養等の役割分担を徹底

(2) 病床数の拡充

各医療機関に当面の措置として、国の支援制度も活用し、4月中を目途に100床程度の病床確保を要請

(3) 入院対応医療機関の役割分担の徹底

- ① 重症、中等症、軽症対応病床区分のさらなる明確化と役割に応じた運用の徹底、保健所及び医療機関相互の情報共有
- ② 県立加古川医療センターの臨時重症専用病棟(4/15 供用開始)を活用した重症患者の受入対応力強化、感染症に対応する医療人材の育成

2 宿泊療養施設体制

(1) 宿泊療養施設の拡充

新たに1施設（姫路市内・150室）を確保（合計1,150室程度）。4/20運用予定

(2) 受入対象患者の弾力運用及び医療ケアの充実等

- ① 医師等の判断により、無症状者等の入院を経ない宿泊療養を実施
- ② オンコール医師・常駐看護師等の対応に加え、県医師会協力の下、宿泊療養施設のうち2施設（西宮・姫路）へ医師を派遣し、軽微な発熱者や高齢者等の療養を支援

II 出口対策

1 症状軽快者の転院等受入促進

- (1) 重症対応医療機関から中軽症対応医療機関等への転院促進
- (2) 入院対応医療機関から宿泊療養施設への転送促進を各医療機関へ再徹底(4/2)

2 回復者の転院・社会福祉施設への受入促進等

- (1) 退院基準満了証明の発行
- (2) 転院・退院支援
 - ① 「新型コロナウイルス感染症回復者転院支援窓口」を設置（受入登録病院:193病院）
 - ② 転院受入医療機関においてクラスターが発生し空床・休床が生じた場合、重点医療機関並の空床確保料を支援
 - ③ 新たに介護サービス等が必要な場合、居宅介護支援事業者等がサービス提供事業所を調整
- (3) 転院受入医療機関等への支援等
転院受入医療機関及び退院受入社会福祉施設等への支援（支援額10万円/名）
- (4) 変異株患者の退院基準の見直し要請
全国知事会と連携して国に変異株患者の退院基準の見直しを要請
→見直し(4/8通知)

Ⅲ 自宅待機者等へのフォローアップ

1 健康観察等の実施

- ① 感染予防対策の周知徹底、アプリを活用した健康観察、保健師等による相談
- ② 高齢者や基礎疾患を有する者等へパルスオキシメーター等を活用した家庭訪問等を実施
- ③ 診療訪問支援額 1日あたり5万円（4月中に実施）
- ④ 食料品・衛生資材等の配布（4/12～）

2 自宅療養の実施（4/10～）

医療機関等の負担を軽減し、一般医療とのバランスも考慮しつつ、自宅療養を実施

- (1) 対象者 65歳未満の陽性者もしくは子育てや介護等の特別な事情があり宿泊療養に適さない者などで、①無症状又は軽症で酸素飽和度が96%以上、かつ、②独居又は同居者がいても個室隔離や消毒などの感染対策が行える者

(2) 健康観察等フォローアップ体制

健康福祉事務所等で実施（上記1①～④）

Ⅳ 高齢者施設等のクラスター対策

1 高齢者施設の従業者等に対する検査

高齢者が長期入所する施設（3月実施）に加え、その他の高齢者入所施設及び障害者入所施設において、従業者を対象に集中的に検査（4月～6月）を実施（特に、「まん延防止等重点措置」実施区域に指定された地域については、月2回程度の実施を目指す）

2 高齢者施設等で感染が発生した場合等の対応

- ① 施設等に発熱等の症状を呈する者がいる場合、陽性者の有無に関わらず、幅広く迅速に検査を実施し、疑い患者等として個室管理等必要な健康観察を実施
- ② 感染症専門医・感染管理認定看護師の早期派遣によるゾーニングの設定や感染拡大防止対策指導など初動体制の徹底

2 変異株について

(1) 療養の対応

無症状者等は、原則宿泊療養（医療機関の負担を考慮）、症状等に応じて入院対応

(2) 国への退院基準見直しの要望

科学的知見が得られるまでの間、2回のPCR等検査で陰性確認を要することから、入院期間が長期化し病床を逼迫しているため、国に対して退院基準の見直しを要望
→従来株と同様の取扱いに変更（4/8通知）

3 ワクチンの接種スケジュール等について

(1) 医療従事者向け優先接種（接種期間：3月上旬から6月（予定））

(2) 高齢者（65歳以上）向け優先接種（接種期間：4月12日から7月（予定））

- ・6月末までに全ての高齢者（全国約3,600万人、県約168万人）に2回接種できる量のワクチンが順次出荷される見込み
- ・国からの配分を元に、市町別高齢者人口の割合を基本として、感染者の状況も加味し、市町への配分を割当

4 ゴールデンウィークにおける医療提供体制の確保について（4/29(木)～5/5(水)）

(1) 外来医療

① 「発熱等診療・検査医療機関、薬局」の確保

健康福祉事務所・保健所と郡市区医師会等が協議のうえ、輪番制による対応等を要請

- ② 「発熱等診療・検査医療機関、薬局」の診療・営業に対する支援
(年未年始対策と同様) 診療・営業1日あたり @15,000円

(2) 入院医療

- ① 入院医療体制の確保
 - ・入院対応について、通常と同様の体制確保を各医療機関に要請
 - ・保健所及びCCC-hyogoの入院調整業務を通常と同様
- ② 入院患者受け入れに対する支援 (年未年始対策と同様)
 - ・入院医療機関に対する運営に要する経費支援を増額
入院1日あたり@12,000円/人→@24,000円/人

5 見回り等の強化について

(1) 「飲食店等見回り連携チーム」の設置

県及び4市(神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市)による「飲食店等見回り連携チーム」を設置し、営業時間短縮、アクリル板等の設置等の徹底を図るため、4市約16,000店への見回り活動を強化(8つのチェック項目の確認)

(2) 「扇子・うちわ会食」の推進

- ・特に飲食店利用者に対し、会話の際の扇子やうちわ、マスク等による感染防止対策の徹底を呼びかけ
- ・「飛沫防止用うちわ」を作成し飲食店へ配布(4市 約1.6万店舗×20本/店程度=32万本)
- ・県民運動の取組として広く周知

6 その他の兵庫県対処方針の修正内容について

【産業労働部関係】

感染症の影響による離職者に対するつなぎ雇用を確保するとともに、早期再就職に向けて多様なニーズに即した職業訓練を実施

- ① 緊急対応型雇用創出事業(実施規模:1,200人)
- ② 離職者等再就職訓練事業(拡充規模:800人)

※介護やIT・資格取得等ニーズの高い分野への職業訓練を充実(219コース4,150人)

7 県民の皆様へのお願い

(1) 外出の自粛

- 県全域での不要不急の外出・移動の自粛。特に大阪など、まん延防止等重点措置区域への往来の自粛

(2) 営業時間の短縮

- 時短要請に応じていない飲食店等への出入りの自粛

(3) 飲食店等での注意

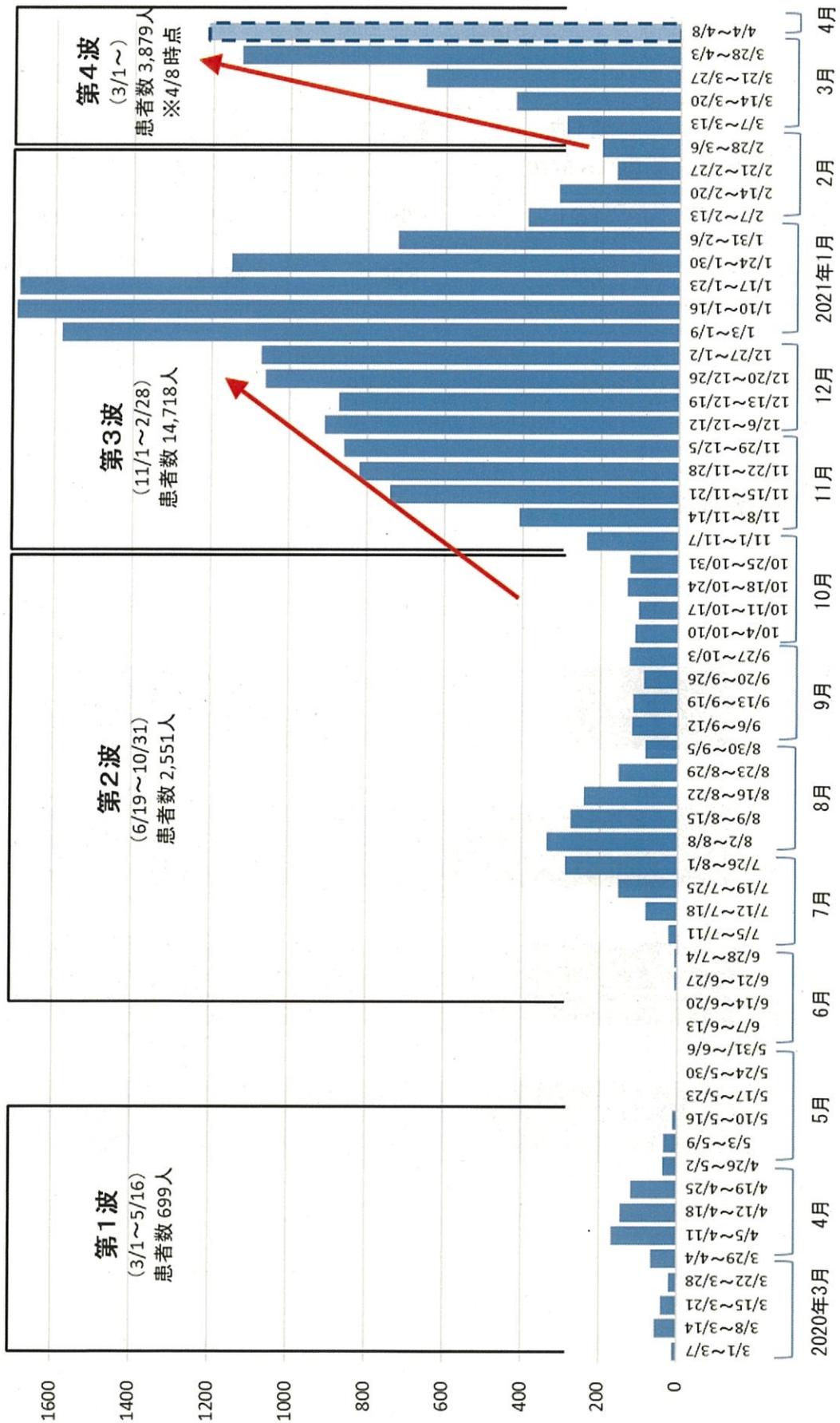
- 感染対策を行っていない飲食店、カラオケ店などリスクのある場所への出入りの自粛
- 会食の際は、1グループ4人単位、2次会に行かないなど長時間の飲食を控える、会話の際は扇子(うちわ)やマスク等により飛沫を防止

(4) 感染対策の徹底

- 家庭内での感染が5割超。感染リスクのある施設利用後は、家族との接触に注意し、マスクや手洗いなど家庭内で「人にうつさない」行動を
- 職場や施設、学校等において、マスク、手洗い・手指消毒、人と人との距離の確保など、基本的な感染対策の徹底

1 新型コロナウイルス感染症患者の発生状況

(1) 患者数の推移

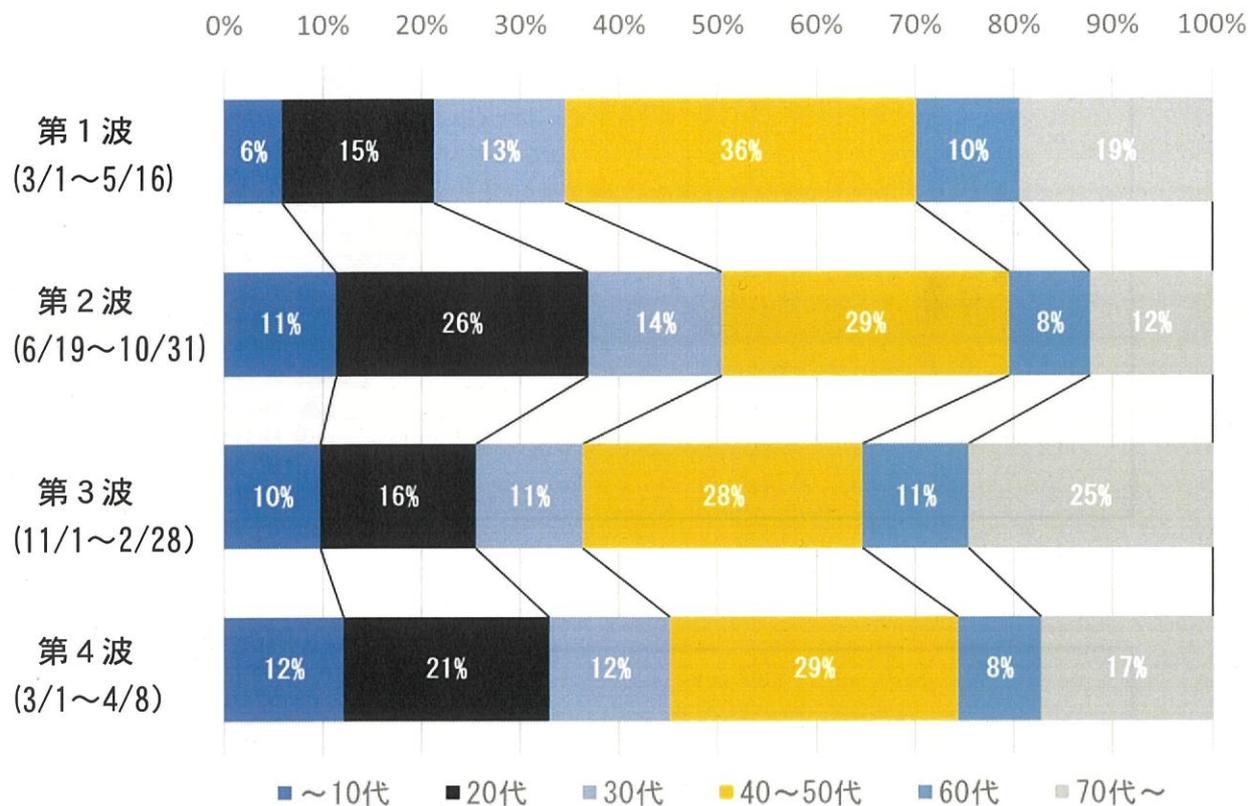


(2) 重症患者数

(単位：人)

	第1波 (3/1～5/16)	第2波 (6/19～10/31)	第3波 (11/1～2/28)	第4波 (3/1～4/8)
重症者延べ人数	1221	1085	5571	2029
1日あたりの重症者数	12.09	8.04	46.43	52.03

(3) 年代別患者推移



(4) 圏域別患者推移

(単位：人(％))

	第1波		第2波		第3波		第4波	
	(3/1～5/16)		(6/19～10/31)		(11/1～2/28)		(3/1～4/8)	
神戸	279	39.9%	936	36.7%	4837	32.9%	1717	44.3%
阪神南	137	19.6%	722	28.3%	3528	24.0%	925	23.8%
阪神北	158	22.6%	344	13.5%	1837	12.5%	427	11.0%
東播磨	62	8.9%	193	7.6%	1721	11.7%	366	9.4%
北播磨	10	1.4%	66	2.6%	477	3.2%	70	1.8%
中播磨	42	6.0%	191	7.5%	1494	10.2%	214	5.5%
西播磨	0	0.0%	52	2.0%	469	3.2%	60	1.5%
但馬	0	0.0%	12	0.5%	137	0.9%	36	0.9%
丹波	1	0.1%	13	0.5%	77	0.5%	42	1.1%
淡路	10	1.4%	22	0.9%	141	1.0%	22	0.6%

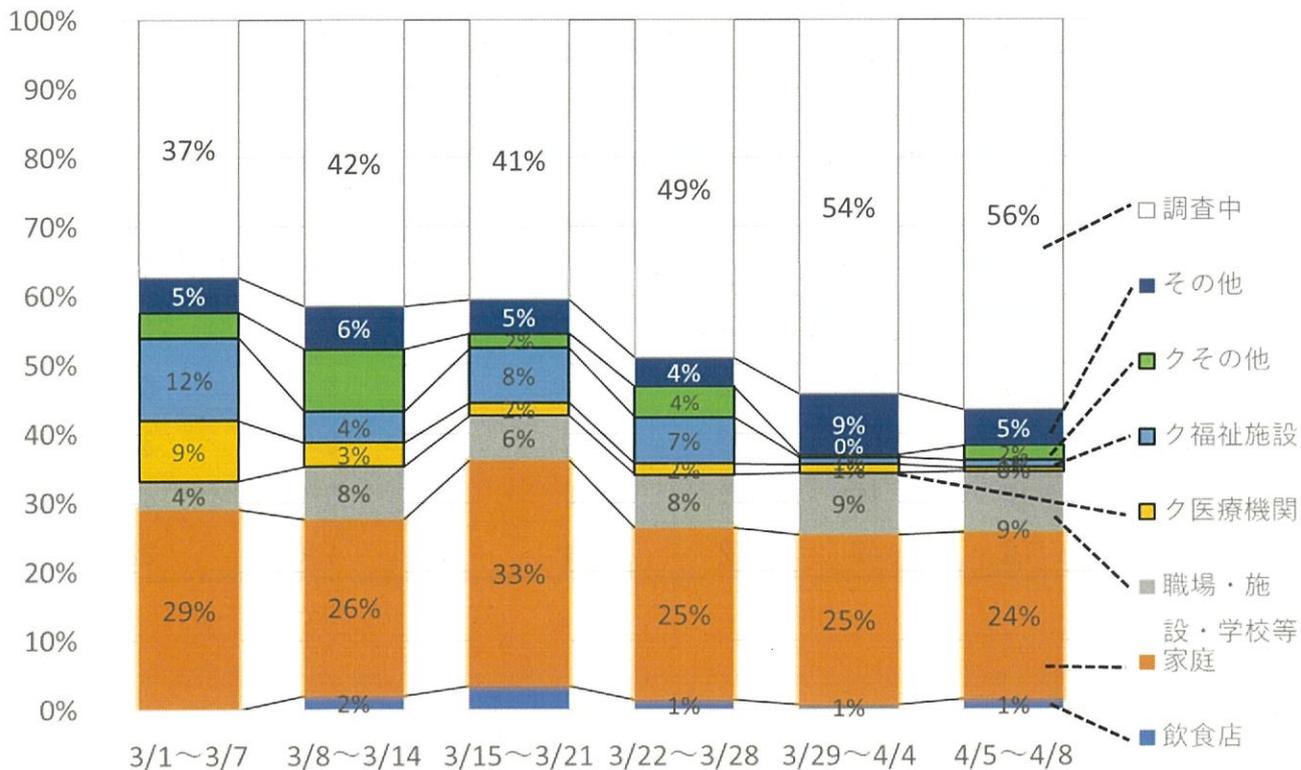
(5) 感染経路別患者推移

	第1波		第2波		第3波		第4波	
	(3/1～5/16)		(6/19～10/31)		(11/1～2/28)		(3/1～4/8)	
飲食店	19	3.5%	60	4.5%	234	2.6%	55	2.9%
家庭	153	28.5%	474	35.9%	3695	41.1%	1000	52.1%
職場	111	20.7%	171	13.0%	977	10.9%	312	16.2%
クラスター	194	36.1%	284	21.5%	3423	38.1%	314	16.3%
医療機関	100	18.6%	73	5.5%	1785	19.9%	68	3.5%
福祉施設	57	10.6%	74	5.6%	1231	13.7%	144	7.5%
その他	37	6.9%	137	10.4%	407	4.5%	102	5.3%
その他	60	11.2%	330	25.0%	663	7.4%	240	12.5%

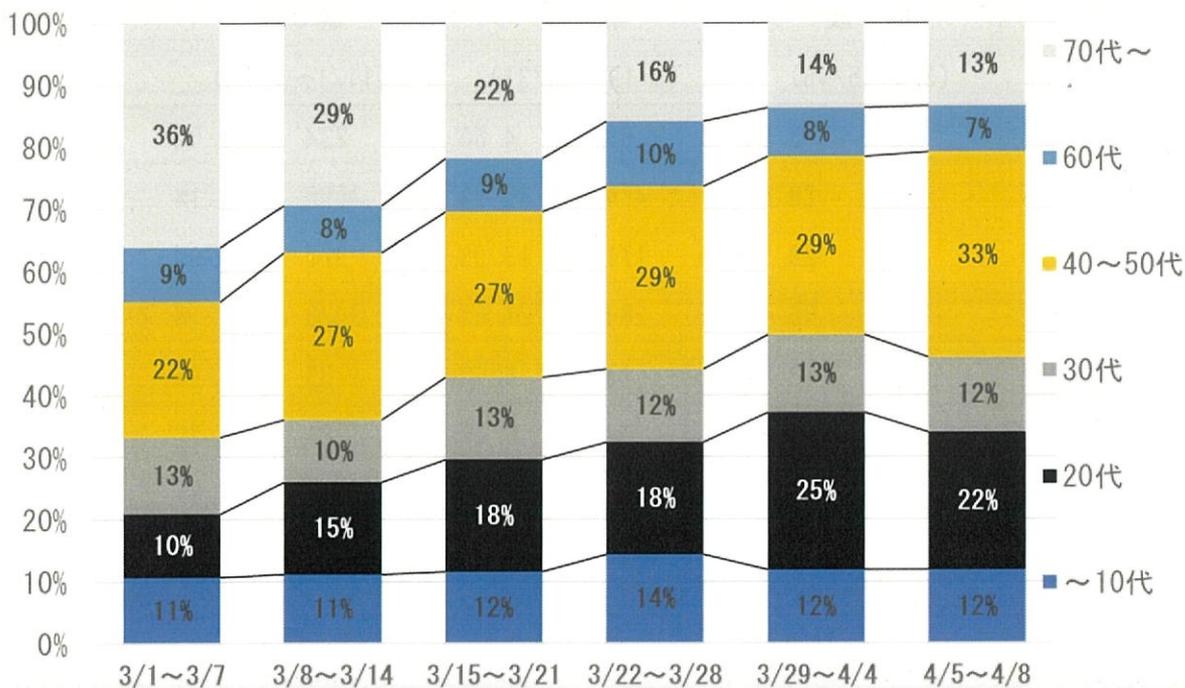
※調査中・不明を除く

2 第4波の新型コロナウイルス感染症患者の発生状況

(1) 感染経路別患者の推移 (週別)



(2) 年代別患者の推移 (週別)



県内の患者の発生状況

1 検査陽性者の状況 (令和3年4月8日 24時現在)

(単位：人)

検査実施者数	陽性者数 (累積)									
	入院	中等症以下		重症	宿泊療養	入院・宿泊療養調整等		その他医療機関・福祉施設等	死亡	退院
		入院調整								
315,413	21,847	627	542	85	583	1,149	602	16	599	18,873
+2817	+311	+1	-6	7	+9	+214	+104	4	1	+82

※下段は前日比

[検査内訳]

(単位:件) (単位:人)

区分	PCR検査	抗原検査	合計	陽性者数
地方衛生研究所等	87,830		87,830	7,581
	+585		+585	+61
民間検査機関等 (医療機関等)	168,091	59,492	227,583	14,266
	+1734	+498	+2232	+250
合計	255,921	59,492	315,413	21,847
	+2319	+498	+2817	+311

※医療機関等からの報告により集計

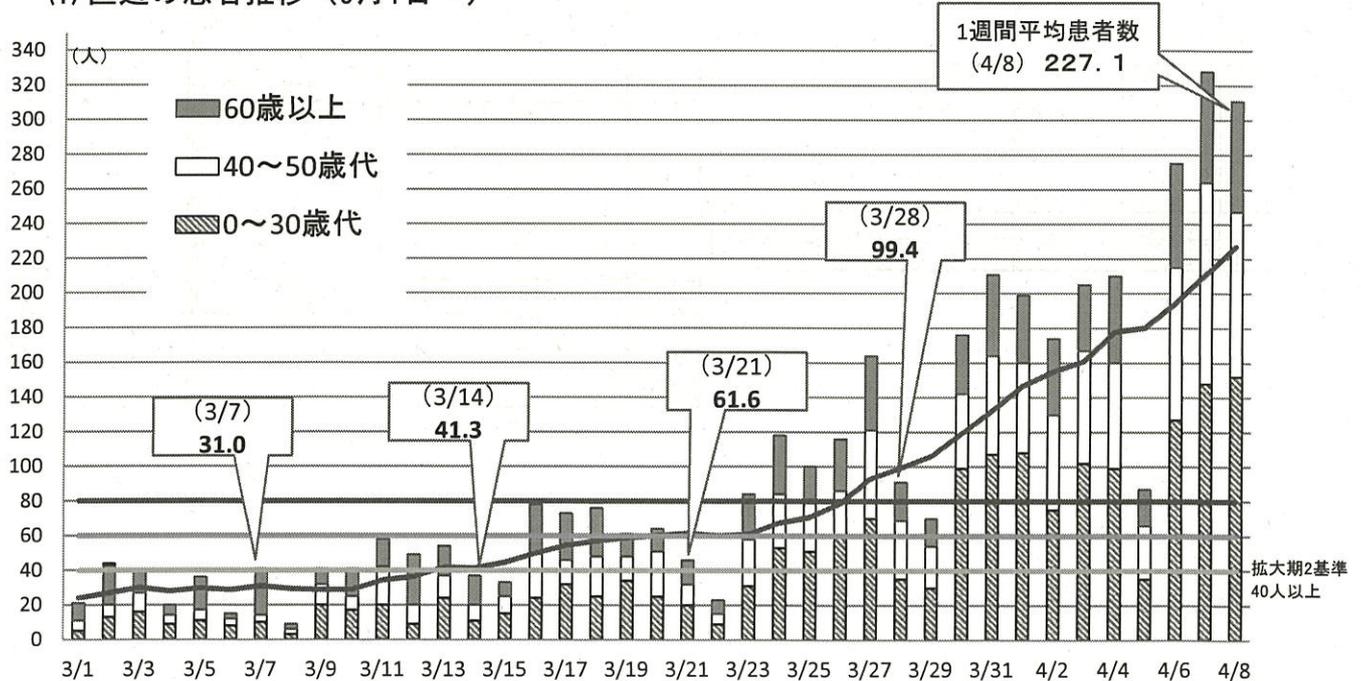
※下段は前日比

[入院内訳]

区分	確保病床等	患者数	差引	占有率
入院	839	627	212	74.7%
うち重症対応	116	85	31	73.2%
宿泊	1,015	583	432	57.4%
合計	1,854	1,210	644	65.2%

2 3月1日から4月8日に発生した患者の状況 (18,597人)

(1) 直近の患者推移 (3月1日～)



(2) 患者の属性等

① 男女別患者数

区分	(3/1~4/8)		(4/2~4/8)	
	患者数	(%)	患者数	(%)
男性	2,016	52.0	838	52.7
女性	1,863	48.0	752	47.3
計	3,879	100	1,590	100

② 年齢別患者数

区分	(3/1~4/8)		(4/2~4/8)	
	患者数	(%)	患者数	(%)
10代未満	137	3.5	37	2.3
10代	333	8.6	164	10.3
20代	806	20.8	350	22.0
30代	475	12.2	187	11.8
小計	1,751	45.1	738	46.4
40代	573	14.8	274	17.2
50代	559	14.4	237	14.9
小計	1,132	29.2	511	32.1
60代	324	8.4	119	7.5
70代	367	9.5	143	9.0
80代	235	6.1	62	3.9
90代以上	70	1.8	17	1.1
小計	996	25.7	341	21.4
計	3,879	100	1,590	100

③ 管轄保健所別患者数

区分	(3/1~4/8)		(4/2~4/8)		10万対
	患者数	(%)	患者数	(%)	
県所管					
芦屋	66	1.7	25	1.6	26.4
伊丹	252	6.5	74	4.7	19.4
宝塚	175	4.5	97	6.1	29.0
加古川	128	3.3	52	3.3	12.6
加東	70	1.8	35	2.2	13.3
中播磨	19	0.5	7	0.4	17.1
龍野	34	0.9	16	1.0	10.1
赤穂	26	0.7	23	1.4	26.0
豊岡	21	0.5	6	0.4	5.6
朝来	15	0.4	9	0.6	17.6
丹波	42	1.1	19	1.2	18.9
洲本	22	0.6	6	0.4	4.7
小計	870	22.4	369	23.2	—
神戸市	1,717	44.3	678	42.6	44.6
姫路市	195	5.0	86	5.4	16.3
尼崎市	469	12.1	207	13.0	45.8
西宮市	390	10.1	142	8.9	29.1
明石市	238	6.1	108	6.8	36.1
小計	3,009	77.6	1,221	76.8	—
合計	3,879	100	1,590	100	29.1

④ 感染経路別患者数

(※ 飲食店は、接待やお酒を伴う店、カラオケ店等を含む。)

発生地	感染推定場所	(3/1~4/8)		(4/2~4/8)	
		患者数	(%)	患者数	(%)
県内	飲食店	38	2.0	21	2.8
	家庭	997	51.3	405	54.6
	職場・施設・学校等	282	14.5	130	17.5
	友人の集まり、談話等	211	10.9	99	13.3
	クラスター	372	19.2	65	8.8
	医療機関・施術所	(75)	(3.9)	(7)	(0.9)
	高齢者福祉施設等	(161)	(8.3)	(20)	(2.7)
	学校・園	(76)	(3.9)	(13)	(1.8)
	飲食店	(18)	(0.9)	(1)	(0.1)
	職場	(23)	(1.2)	(17)	(2.3)
	その他	(19)	(1.0)	(7)	(0.9)
	その他	19	1.0	14	1.9
	小計		1,919	98.8	734
県外	飲食店	7	0.4	0	0.0
	職場・施設・学校等	5	0.3	2	0.3
	友人の集まり、談話等	6	0.3	4	0.5
	その他	5	0.3	2	0.3
小計		23	1.2	8	1.1
計		1,942	100.0	742	100.0
調査中		1,937		848	
不明		0			
合計		3,879		1,590	

国の新たな感染状況のステージの指標

	医療提供体制等の負荷		監視体制	感染の状況		
	①病床のひっ迫具合 ^{注2}			④新規報告数	⑤直近1週間と先週1週間の比較	⑥感染経路不明割合
	病床全体	うち重症者用病床				
ステージⅢ 感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階	最大確保病床数の占有率 20%以上	人口10万人当りの全療養者数 15人以上	③PCR陽性率 10%	人口10万人当り(週間)の新規報告数が 15人以上	直近1週間が先週1週間より多い	50%
ステージⅣ 爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階	最大確保病床数の占有率 50%以上	人口10万人当りの全療養者数 25人以上	10%	人口10万人当り(週間)の新規報告数が 25人以上	直近1週間が先週1週間より多い	50%
兵庫県 (4月8日現在)	74.7%	43.4人	10.3%	29.0人	1.54	54.5%
備考	入院者数 627人 確保病床数 839床	入院者数(重症) 85人 確保病床数(重症) 116床	陽性者数(直近1週間) 1590人 検査数(直近1週間) 15400件	患者数(直近1週間) 1590人 人口 5,466千人	患者数(直近1週間) 1590人 患者数(先週1週間) 1027人	感染経路不明者数(直近1週間) 868人 患者数(直近1週間) 1590人

注1 指標は目安であり、機械的に判断するのではなく、これらの指標を総合的に判断する。

注2 「病床のひっ迫具合」の指標の総合的な判断にあたっては、直近の感染スピード等を勘案する必要があり、その速度が速く、この指標を満たした場合には少なくとも対策が必要となる。

一方で、継続的な感染の拡大が見られない時など、その速度の状況によっては、病床の占有率のみで判断をせず、総合的に判断する。

国の新たな感染状況のステージの指標(3月1日から4月8日)

単位	①病床の逼迫具合		②療養者数		③陽性者数/PCR 等検査件数(週 間)	④直近1週間の陽 性者数 対人口10万人	⑤直近1週間とそ の前の週間の比 (前週差)	⑥感染経路不明 の者の割合(週 間)		新規患者数 (人)	1日当たり検 査件数 (件)
	全入院患者 確保病床利用率 %	重症患者 確保病床利用率 (重症患者) %	対人口10万人	%				%	%		
ステージⅢ指標	20%	20%	15	10%	15	1.00	1.00	50%			
ステージⅣ指標	50%	50%	25	10%	25	1.00	1.00	50%			
3月1日	29.0	35.3	6.8	1.7	3.0	0.60	0.60	43.1	21	1,641	
3月2日	28.6	37.9	6.9	1.9	3.4	0.73	0.73	39.6	44	1,650	
3月3日	27.4	34.4	6.4	2.1	3.8	1.04	1.04	44.5	40	1,617	
3月4日	25.5	33.6	6.4	1.9	3.5	1.02	1.02	42.8	20	1,723	
3月5日	25.1	31.0	6.6	1.9	3.8	1.13	1.13	41.8	36	2,113	
3月6日	25.1	31.8	6.5	1.8	3.6	1.23	1.23	42.0	15	1,501	
3月7日	25.5	31.0	6.7	1.9	3.9	1.33	1.33	38.2	41	687	
3月8日	24.6	26.7	6.3	1.8	3.7	1.21	1.21	37.0	9	1,874	
3月9日	23.9	29.3	6.3	1.9	3.6	1.06	1.06	39.6	41	1,002	
3月10日	25.2	31.8	6.5	1.8	3.7	0.96	0.96	40.3	41	1,958	
3月11日	27.0	29.3	7.3	2.2	4.4	1.22	1.22	41.0	58	1,798	
3月12日	28.8	29.3	7.7	2.4	4.6	1.22	1.22	42.9	49	1,570	
3月13日	30.0	30.1	8.3	2.8	5.3	1.45	1.45	41.6	54	1,304	
3月14日	30.5	29.3	8.5	2.8	5.2	1.33	1.33	44.6	37	794	
3月15日	32.5	37.0	8.7	3.0	5.7	1.52	1.52	42.8	33	1,721	
3月16日	35.1	37.0	9.2	3.3	6.4	1.73	1.73	44.5	78	1,346	
3月17日	39.6	41.3	10.1	3.7	6.9	1.88	1.88	41.8	73	1,703	
3月18日	40.0	40.5	10.8	3.8	7.3	1.65	1.65	40.0	76	1,886	
3月19日	40.8	37.0	11.2	3.8	7.5	1.62	1.62	43.6	61	1,953	
3月20日	41.2	38.7	11.5	3.9	7.7	1.44	1.44	45.4	64	1,335	
3月21日	44.1	40.5	12.2	4.0	7.8	1.49	1.49	42.2	46	741	
3月22日	46.3	45.6	12.4	4.0	7.7	1.34	1.34	44.1	23	1,503	
3月23日	46.6	43.1	12.4	4.0	7.8	1.22	1.22	44.7	84	1,513	
3月24日	51.1	45.6	14.0	4.3	8.6	1.23	1.23	45.3	118	1,975	
3月25日	51.7	49.1	14.5	4.4	9.0	1.24	1.24	46.7	100	2,144	
3月26日	52.3	49.1	15.6	5.0	10.0	1.33	1.33	47.1	116	1,659	
3月27日	53.5	51.7	16.7	6.0	11.9	1.54	1.54	47.4	164	1,235	
3月28日	54.5	55.1	18.4	6.1	12.7	1.61	1.61	48.2	91	1,246	
3月29日	59.5	54.3	19.6	6.4	13.5	1.76	1.76	47.6	70	1,728	
3月30日	60.0	55.1	20.7	7.0	15.2	1.95	1.95	51.2	176	1,912	
3月31日	62.2	62.9	23.5	7.6	16.9	1.96	1.96	53.1	211	2,191	
4月1日	64.6	62.0	25.9	8.2	18.7	2.07	2.07	55.4	199	2,416	
4月2日	66.3	61.2	28.3	8.3	19.8	1.96	1.96	55.2	174	2,283	
4月3日	67.6	64.6	29.5	8.2	20.6	1.72	1.72	55.1	205	1,919	
4月4日	67.2	65.5	31.1	8.9	22.7	1.78	1.78	54.5	210	1,463	
4月5日	72.3	63.7	32.4	8.5	23.0	1.69	1.69	54.3	87	2,613	
4月6日	72.4	65.5	35.9	9.1	24.8	1.62	1.62	55.0	275	1,990	
4月7日	74.6	67.2	39.2	9.8	27.0	1.59	1.59	55.6	328	2,315	
4月8日	74.7	73.2	43.4	10.3	29.0	1.54	1.54	54.5	311	2,817	

※「⑥感染経路の不明率」は速報値で集計

※療養者数は入院数、宿泊療養数、入院調整数、その他医療機関・福祉施設等(保健所設置市・自治療養含む。)の合計

陽性患者数・人口10万人あたり人数

(人)

区分	直近1週間患者数 (4/2~4/8)	人口10万人あたり人数
兵庫県	1,590	29.0

【参考：主要都府県及び関西府県等の陽性患者数・人口10万人あたり人数】

(人)

区分	直近1週間患者数 (4/2~4/8)	人口10万人あたり人数
全国	19,131	15.1
北海道	461	8.7
宮城県	695	30.1
山形県	157	14.5
埼玉県	961	13.0
千葉県	639	10.2
東京都	2,989	21.4
神奈川県	865	9.4
岐阜県	109	5.4
愛知県	868	11.4
滋賀県	130	9.1
京都府	447	17.3
大阪府	4,715	53.5
奈良県	457	34.3
和歌山県	150	16.2
愛媛県	231	17.2
福岡県	260	5.0
沖縄県	759	52.2

新型コロナウイルス感染症陽性者急増を踏まえた当面の入院医療体制等について

4月8日には直近1週間の新型コロナウイルス感染症陽性者数が29.0人（対人口10万人）となり、先週に比べ1.55倍となるなど急増している。

そのため、一般医療とのバランスも考慮しながら、病院・宿泊療養施設等の役割分担の徹底と円滑な入退院等「入口」及び「出口」対策を進め、患者対応が目詰まりなく行われ、県民が安心して必要な医療を受けられるよう医療提供体制の充実を図る。

I 入口対策

1 入院医療体制

(1) 病床確保計画の見直し

一般医療との両立も考慮した医療提供体制を基本としつつ、この冬の最大数の2倍程度の感染者数にも対応できるよう、病床確保計画を見直し、陽性者の状況に応じた入院・宿泊療養等の役割分担を徹底

(2) 病床数の拡充

各医療機関に当面の措置として、国の支援制度も活用し、4月中を目途に100床程度の病床確保を要請

(参考) 国の入院受入医療機関への緊急支援（令和3年度）【補助基準額】

○確保病床数(令和2年度の支援を受けなかった病床)に応じた補助(①～②の合計額)

①重症者病床数×1,950万円、②その他病床数×900万円

※12/25から5/5までの最大の即応病床数

(3) 入院対応医療機関の役割分担の徹底

- ① 入院対応医療機関における重症、中等症、軽症対応病床区分のさらなる明確化と役割に応じた運用の徹底、保健所及び医療機関相互における情報の共有
- ② 県立加古川医療センターの臨時重症専用病棟（4月15日供用開始）を活用した重症患者の受入対応力強化、感染症に対応する医療人材の育成

2 宿泊療養施設体制

(1) 宿泊療養施設の拡充

- ① 宿泊療養施設について、新たに1施設（姫路市内・150室）を確保（合計1,150室程度）し、4月20日（予定）の運用に向け準備中
- ② さらなる施設の確保に向け交渉を進める。

(2) 受入対象患者の弾力運用及び医療ケアの充実等

- ① 医師等の判断により、無症状者等の入院を経ない宿泊療養を実施
- ② オンコール医師及び常駐看護師等の対応に加え、兵庫県医師会協力の下、宿泊療養施設のうち2施設（西宮・姫路）へ医師を派遣し、軽微な発熱者や高齢者等の療養を支援

II 出口対策

1 症状軽快者の転院等受入促進

- (1) 重症対応医療機関から中軽症対応医療機関等への転院促進
- (2) 入院対応医療機関から宿泊療養施設への転送促進について各医療機関へ再徹底(4/2)

2 回復者の転院・社会福祉施設への受入促進等

(1) 退院基準満了証明の発行

県が回復者の退院基準満了証明を行い、社会福祉施設等への円滑な受入を促進

(2) 転院・退院支援

- ① 県病院協会・県民間病院協会に看護師等を配置した「新型コロナウイルス感染症回復者転院支援窓口」を設置し、入院対応医療機関等へ活用を周知(受入登録病院：193 病院)
- ② 転院者を受け入れた医療機関において、クラスターが発生し、空床や休床が生じた場合、重点医療機関並の空床確保料を支援

重点医療機関並空床確保料の支援

ICU 病床 301 千円/床、HCU 病床 211 千円/床、その他病床 71 千円/床

- ③ 新たに介護サービス等が必要となる場合には、居宅介護支援事業者等がサービス提供事業所を調整

(3) 転院受入医療機関等への支援等

転院受入れ医療機関及び退院受入れ社会福祉施設等への支援

転院・退院受入れ支援額 1 名受入れあたり 10 万円

(4) 変異株患者の退院基準の見直し要請

全国知事会と連携して国に変異株患者の退院基準の見直し要請 ⇒見直し(4/8 通知)

III 自宅待機者等へのフォローアップ

1 健康観察等の実施

- (1) 感染予防対策の周知徹底、アプリを活用した健康観察、保健師等による相談を実施
- (2) 高齢者や基礎疾患を有するなど特に注意が必要な方へは、パルスオキシメーター等を活用した家庭訪問等を実施
- (3) 自宅待機者等に対して必要な訪問診療体制を整備(4 月中)

訪問診療支援額 1 日あたり 5 万円

- (4) 希望する自宅待機者等に対する食料品・衛生資材等の配布(4 月 12 日～)

2 自宅療養の実施(別紙)

医療機関等の負担を軽減し、一般医療とのバランスも考慮しつつ、新型コロナウイルス感染症の医療提供体制の確保を図るため、当面の対応として、自宅療養を実施

IV 高齢者施設等のクラスター対策

1 高齢者施設の従業者等に対する検査

高齢者が長期入所する施設(3 月実施)に加え、その他の高齢者入所施設および障害者入所施設において、従業者を対象に集中的に検査(4 月～6 月)を実施(特に、「まん延防止等重点措置」実施区域に指定された地域については、月 2 回程度の実施を目指す)

2 高齢者施設等で感染が発生した場合等の対応

- (1) 施設等に発熱等の症状を呈する方がいる場合、陽性者の有無に関わらず、これらの方や関係者に対し、幅広く迅速に検査を行い、疑い患者として個室管理等必要な健康観察を実施
- (2) 施設において感染者が確認された場合、感染症専門医・感染管理認定看護師の早期派遣によるゾーニングの設定、感染拡大防止対策指導など初動体制の徹底

新型コロナウイルス感染症患者の自宅療養の実施について

県では、新型コロナウイルス感染症患者については、子育てや介護等の特別な事情がある場合を除き、入院及び宿泊療養での対応を原則としてきた。現下の感染者の急増を踏まえ、自宅待機者へのフォローアップ体制を構築したうえで、当面の間、自宅療養を実施する。

1 自宅療養の対象者

65歳未満の陽性者もしくは、子育てや介護等の特別な事情があり、宿泊療養に適さない者などで、①かつ②の条件を満たす場合については、健康福祉事務所等の判断により、自宅療養を可能とする

【自宅療養が可能な条件】

- ① 無症状または軽症（呼吸器症状・息切れなし等）で酸素飽和度（SpO₂）が96%以上の者
- ② 独居または同居者がいても個室隔離や消毒などの感染対策が行える者

【陽性患者の療養区分の目安】

療養場所については、概ね下表の区分を目安とするが、具体の対応については、例えば、基礎疾患がある者、妊婦、食事制限が必要な者等個別の状況に応じて判断

区 分	対 象 患 者
入 院	中等症以上の者。特に中等症Ⅱ（SpO ₂ ≤93%、酸素投与が必要）以上の者は優先して入院
宿泊療養 ：医療強化型	無症状または軽症者。 65歳未満で呼吸不全のない中等症患者、もしくは65歳以上の軽症者。
自宅療養	65歳未満の無症状または軽症者等で自宅で感染対策が行える者。

2 健康観察等フォローアップ体制（健康福祉事務所等で実施）

- ① 感染予防対策の周知徹底、アプリを活用した健康観察、保健師等による相談
- ② 高齢者や基礎疾患を有するなど特に注意が必要な方へは、パルスオキシメーター等を活用した家庭訪問等
- ③ 体調が悪化した場合の訪問診療の実施（医療機関に対し、5万円/日を支援）
- ④ 希望者への食料品（5日分/セット）・衛生資材等の配布（県看護協会の調整により業者配送）

3 公表資料の変更

1 検査陽性者の状況（令和3年4月7日 24時現在）

（単位：人）

検査実施者数	陽性者数（累積）					入院・宿泊療養調整等		その他医療機関・福祉施設等	死亡	退院
	入院	中等症以下	重症	宿泊療養	入院調整	入院調整				
312,596	21,536	626	548	78	574	935	498	12	598	18,791

入院・宿泊療養調整等		自宅療養
入院調整	入院調整	
935	498	300

4 スケジュール

4月10日から実施

新型コロナウイルス感染症変異株について

1 県内の衛生研究所における検査体制

検査機関	変異株 PCR 検査	ゲノム解析	備考
県立健康科学研究所 神戸市健康科学研究所	実施	実施	西宮市、明石市分は県立健康科学研究所で実施
姫路市環境衛生研究所 尼崎市衛生研究所	実施	国立感染症研究所 で実施	

2 県内の衛生研究所における変異株検査の状況

検査期間	新規陽性者数	検査可能件数(a)	変異株PCR検査数(b)	実施率(b)/(a)	N501Y 変異陽性件数(c)	陽性率(c)/(b)
1/29~2/28	1,911	895	480	53.6%	57	11.9%
3/1~3/7	217	149	98	65.7%	46	46.9%
3/8~3/14	289	180	143	79.4%	95	66.4%
3/15~3/21	431	246	179	72.8%	132	73.7%
3/22~3/28	696	384	260	67.7%	211	81.2%

(参考) 国の変異株検査の速報値(4月6日時点)

都道府県名	大阪府	兵庫県	東京都	北海道	埼玉県	全国
変異株 PCR 陽性者数	497	272	99	94	85	2,039
ゲノム解析 確認数	205	197	23	60	61	886

※ 毎週月曜日の HER-SYS の登録状況を水曜日に累計で公表

3 変異株陽性者への県の対応

(1) 療養の対応

無症状者等については、原則宿泊療養（医療機関の負担を考慮）、症状等に応じて入院対応

(2) 退院基準見直しの要望

変異株については科学的な知見が得られるまでの当面の間、2回のPCR等検査で陰性確認を要することから入院期間が長期化し、病床を逼迫しているため、国に対して退院基準の見直しを要望



従来株と同様の取り扱いに変更（4/8通知）

例）人工呼吸器等による治療を行わなかった場合

「発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合」など

新型コロナワクチンの接種スケジュール等について

1 医療従事者向け優先接種(接種期間:3月上旬から6月(予定))

区分	時期	国出荷数	県内配送数		備考
第1弾	3月1日及び8日の週	1,000箱	42箱	40,950回接種分	3週間後に2回目接種分を配送
第2弾	3月22日及び29日の週	400箱	18箱	17,550回接種分	
第3弾	4月12日及び19日の週	2,400箱	92箱	107,640回接種分	
第4弾	5月10日の週	1,000箱	42箱	49,140回接種分	1回目及び2回目接種分として

・5月10日の週にて医療従事者向けとしてのワクチン配送は完了。

2 高齢者(65歳以上)向け優先接種(接種期間:4月12日から7月(予定))

(1) 配送スケジュール

区分	時期	国出荷数	県内配送数		備考
1～3クール	4月5日及び12日、19日の週	1,100箱	22箱	21,450回接種分	1回目及び2回目接種分として
4クール	4月26日の週	1,741箱	41箱	39,975回接種分	全市町1箱
	4月26日及び5月3日の週	4,000箱	160箱※	156,000回接種分※	
5クール	5月10日及び17日の週	16,000箱	640箱※	624,000回接種分※	
6クール	5月24日及び31日の週	16,000箱以上	640箱※	624,000回接種分※	

※:県推定(4%シェア)

・現時点で、第6クールまでの国出荷数が示されており、以降も2週間ごとに同程度の量の出荷を予定。

・6月末までに全ての高齢者(全国約3,600万人、県約168万人)に2回接種できる量のワクチンが順次出荷される見込み。

(2) 今後の市町への配分

国からの配分数を元に、市町別高齢者人口の割合を基本として、感染者の状況も加味して、市町への配分数の割り当てを行う。

ゴールデンウィークにおける医療提供体制の確保

ゴールデンウィークにおいても、相談・外来受診・検査・療養先調整・移送まで、一連の患者対応が目詰まりなく行えるよう、長期休業を行う医療機関が多いことから、外来・入院医療体制を確保する観点から医療機関等へ体制確保費を支援

対象期間 4月29日（祝・木）～5月5日（祝・水） 7日間

1 外来医療

(1) 「発熱等診療・検査医療機関、薬局」の確保

- ・健康福祉事務所・保健所と郡市区医師会等が協議のうえ、地域の実情に応じて「発熱等診療・検査医療機関、薬局」の診療・営業の実施、輪番制による対応等を要請

(2) 「発熱等診療・検査医療機関、薬局」の診療・営業に対する支援

- ・診療・営業に要する経費を支援（年末年始対策と同様）

診療・営業 1日あたり @15,000 円

2 入院医療

(1) 新型コロナウイルス感染症入院医療体制の確保

- ① GWの入院対応について、通常と同様の体制確保を各医療機関に要請
- ② 保健所及びCCC-hyogoの入院調整業務も通常と同様

(2) 入院患者受け入れに対する支援

- ・入院医療機関に対する運営に要する経費支援を増額（年末年始対策と同様）

入院 1日あたり @12,000 円/人 → @24,000 円/人

〔	(例)	軽症	@24,000 円/日 × 5 日
		中等症	@24,000 円/日 × 10 日
		重症	@24,000 円/日 × 20 日
〕			

まん延防止等重点措置実施区域における対策

区 域	神戸地域(神戸市)、阪神南地域(尼崎市、西宮市、芦屋市) ※今後の感染状況によっては、地域の追加を検討	神戸地域、阪神南地域を除く地域 (但し、②の営業時間短縮要請は、阪神北地域、東播磨地域、中播磨地域)	資料 番号																								
期 間	4月 5日(月) から 5月 5日(水) まで		—																								
①外出 自粛等	<p>・時短要請がされている時間帯に飲食店にみだりに出入りしないことを要請 〔特措法第31条の6第2項、第24条第9項に基づく〕</p> <p>・不要不急の外出・移動の自粛や混雑している場所や時間を避けて行動することを要請</p> <p>・感染が拡大している地域との不要不急の往来及び感染リスクの高い施設(業種別ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない飲食店、カラオケ店など)の利用の自粛を要請 特に若者への自粛を強く要請</p> <p>・大人数や長時間におよぶ会食の自粛を要請</p> <p>・会食など、感染リスクの高い施設の利用後は、一定期間人との接触に注意するなど、家庭内においても「人にうつさない」行動を要請 〔特措法第24条第9項に基づく〕</p>																										
②施設の 使用制限	<p>・飲食店等へ営業時間短縮を要請</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">4月5日から 5月5日まで</td> <td>神戸地域(神戸市)、 阪神南地域(尼崎市、西宮市、芦屋市)</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">施設</th> <th style="width: 50%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○飲食店(居酒屋を含む)・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設(宅配・テイクアウトサービスは除く)</td> <td>・5時～20時の営業を要請(酒類の提供は、11時～19時)</td> </tr> <tr> <td>○遊興施設(*) (キャバレー、ナイトクラブ、バー、カラオケボックス等)のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている施設</td> <td>・5時～21時の営業を要請(酒類の提供は、11時～20時30分)</td> </tr> </tbody> </table> <p>* ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外 ※4/1～4/4まで:5時～21時の営業を要請(酒類の提供は、11時～20時30分)</p> <p>※協力金の支給 【中小企業の場合】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">前年度又は前々年度の1日当たり売上高</td> <td style="width: 25%;">～10万円</td> <td style="width: 25%;">10～25万円</td> <td style="width: 25%;">25万円～</td> </tr> <tr> <td>協力金の金額</td> <td>4万円/日</td> <td>4～10万円/日 ※売上高の4割</td> <td>10万円/日</td> </tr> </table> <p>【大企業の場合】(中小企業もこの方式を選択可) 協力金の金額:1日当たりの売上高の減少額×0.4(上限20万円)</p> <p>支給額:1日あたり4～20万円/店舗×時短営業日数(定休日を除く) 財 源:国負担80%、県負担20%×2/3、市負担20%×1/3 〔特措法第31条の6第1項に基づく〕</p> <p>・飲食店等へ感染対策の徹底を要請</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 従業員への検査勧奨 ② 入場者の感染防止のための整理・誘導 ③ 発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ④ 手指の消毒設備の設置 ⑤ 事業を行う場所の消毒 ⑥ 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知 ⑦ 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ⑧ 施設の換気 ⑨ アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保 ⑩ CO2センサー等の設置 ⑪ 飲食を主として業としている店舗のカラオケ設備の利用自粛を要請 ⑫ 業種別ガイドラインの遵守を要請 <p>〔特措法第24条第9項に基づく〕</p>	4月5日から 5月5日まで	神戸地域(神戸市)、 阪神南地域(尼崎市、西宮市、芦屋市)	施設	内容	○飲食店(居酒屋を含む)・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設(宅配・テイクアウトサービスは除く)	・5時～20時の営業を要請(酒類の提供は、11時～19時)	○遊興施設(*) (キャバレー、ナイトクラブ、バー、カラオケボックス等)のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている施設	・5時～21時の営業を要請(酒類の提供は、11時～20時30分)	前年度又は前々年度の1日当たり売上高	～10万円	10～25万円	25万円～	協力金の金額	4万円/日	4～10万円/日 ※売上高の4割	10万円/日	<p>・飲食店等へ営業時間短縮を要請</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">4月5日から 4月21日まで</td> <td>阪神北地域(伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町)、 東播磨地域(明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町)、 中播磨地域(姫路市、市川町、福崎町、神河町)</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">施設</th> <th style="width: 50%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○飲食店(居酒屋を含む)・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設(宅配・テイクアウトサービスは除く)</td> <td>・5時～21時の営業を要請(酒類の提供は、11時～20時30分)</td> </tr> <tr> <td>○遊興施設(*) (キャバレー、ナイトクラブ、バー、カラオケボックス等)のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている施設</td> <td>・5時～21時の営業を要請(酒類の提供は、11時～20時30分)</td> </tr> </tbody> </table> <p>* ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外 ※4/1～4/4まで:5時～21時の営業を要請(酒類の提供は、11時～20時30分)</p> <p>※協力金の支給 支給額:1日あたり4万円/店舗×時短営業日数(定休日を除く) 財 源:国負担80%、 県負担20%×2/3、 市町負担20%×1/3 〔特措法第24条第9項に基づく〕</p> <p>・飲食店等へ感染対策の徹底を要請</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 従業員への検査勧奨 ② 入場者の感染防止のための整理・誘導 ③ 発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ④ 手指の消毒設備の設置 ⑤ 事業を行う場所の消毒 ⑥ 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知 ⑦ 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ⑧ 施設の換気 ⑨ アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保 ⑩ CO2センサー等の設置 ⑪ 飲食を主として業としている店舗のカラオケ設備の利用自粛を要請 ⑫ 業種別ガイドラインの遵守を要請 <p>〔特措法第24条第9項に基づく〕</p>	4月5日から 4月21日まで	阪神北地域(伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町)、 東播磨地域(明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町)、 中播磨地域(姫路市、市川町、福崎町、神河町)	施設	内容	○飲食店(居酒屋を含む)・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設(宅配・テイクアウトサービスは除く)	・5時～21時の営業を要請(酒類の提供は、11時～20時30分)	○遊興施設(*) (キャバレー、ナイトクラブ、バー、カラオケボックス等)のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている施設	・5時～21時の営業を要請(酒類の提供は、11時～20時30分)	—
	4月5日から 5月5日まで	神戸地域(神戸市)、 阪神南地域(尼崎市、西宮市、芦屋市)																									
施設	内容																										
○飲食店(居酒屋を含む)・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設(宅配・テイクアウトサービスは除く)	・5時～20時の営業を要請(酒類の提供は、11時～19時)																										
○遊興施設(*) (キャバレー、ナイトクラブ、バー、カラオケボックス等)のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている施設	・5時～21時の営業を要請(酒類の提供は、11時～20時30分)																										
前年度又は前々年度の1日当たり売上高	～10万円	10～25万円	25万円～																								
協力金の金額	4万円/日	4～10万円/日 ※売上高の4割	10万円/日																								
4月5日から 4月21日まで	阪神北地域(伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町)、 東播磨地域(明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町)、 中播磨地域(姫路市、市川町、福崎町、神河町)																										
施設	内容																										
○飲食店(居酒屋を含む)・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設(宅配・テイクアウトサービスは除く)	・5時～21時の営業を要請(酒類の提供は、11時～20時30分)																										
○遊興施設(*) (キャバレー、ナイトクラブ、バー、カラオケボックス等)のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている施設	・5時～21時の営業を要請(酒類の提供は、11時～20時30分)																										
			7																								

	<p>・特措法によらない協力依頼</p> <table border="1" data-bbox="252 159 847 456"> <thead> <tr> <th data-bbox="252 159 459 192">多数利用施設</th> <th data-bbox="459 159 847 192">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="252 192 459 322">劇場、集会場、運動施設、遊技場、博物館、美術館等</td> <td data-bbox="459 192 847 322"> <ul style="list-style-type: none"> ・5時～20時の営業(酒類の提供は、11時～19時) ・イベントの開催要件の遵守 ・入場者の整理誘導等の実施 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="252 322 459 456">物品販売業を営む店舗(千㎡超)(生活必需物資を除く)等</td> <td data-bbox="459 322 847 456"> <ul style="list-style-type: none"> ・5時～20時の営業(酒類の提供は、11時～19時) ・入場者の整理誘導等の実施 </td> </tr> </tbody> </table>	多数利用施設	内容	劇場、集会場、運動施設、遊技場、博物館、美術館等	<ul style="list-style-type: none"> ・5時～20時の営業(酒類の提供は、11時～19時) ・イベントの開催要件の遵守 ・入場者の整理誘導等の実施 	物品販売業を営む店舗(千㎡超)(生活必需物資を除く)等	<ul style="list-style-type: none"> ・5時～20時の営業(酒類の提供は、11時～19時) ・入場者の整理誘導等の実施 				
多数利用施設	内容										
劇場、集会場、運動施設、遊技場、博物館、美術館等	<ul style="list-style-type: none"> ・5時～20時の営業(酒類の提供は、11時～19時) ・イベントの開催要件の遵守 ・入場者の整理誘導等の実施 										
物品販売業を営む店舗(千㎡超)(生活必需物資を除く)等	<ul style="list-style-type: none"> ・5時～20時の営業(酒類の提供は、11時～19時) ・入場者の整理誘導等の実施 										
③ イベントの開催制限	<p>・イベントの開催要件</p> <table border="1" data-bbox="236 551 1257 781"> <thead> <tr> <th data-bbox="236 551 863 584">区分</th> <th data-bbox="863 551 1046 584">収容率</th> <th data-bbox="1046 551 1257 584">人数上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="236 584 863 696">大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの</td> <td data-bbox="863 584 1046 696">100%以内(※1)</td> <td data-bbox="1046 584 1257 696" rowspan="2">5,000人以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="236 696 863 781">大声での歓声・声援等が想定されるもの</td> <td data-bbox="863 696 1046 781">50%*以内(※2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 席がない場合は適切な間隔を確保 ※2 席がない場合は十分な間隔(1m)を確保。 * 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限り)内では座席間隔を設けなくともよい(50%を超える場合がある) (注) 人数上限と収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度 〔特措法第24条第9項に基づく〕</p>	区分	収容率	人数上限	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの	100%以内(※1)	5,000人以下	大声での歓声・声援等が想定されるもの	50%*以内(※2)		—
区分	収容率	人数上限									
大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの	100%以内(※1)	5,000人以下									
大声での歓声・声援等が想定されるもの	50%*以内(※2)										
④ 出勤抑制	<p>・「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、在宅勤務(テレワーク)、テレ^レ会議などの推進を要請</p>		—								
⑤ 重点検査の実施等	<ul style="list-style-type: none"> ・措置区域内における高齢者施設等の従業者等に対する検査の実施 ・高齢者施設や医療機関で感染が発生した場合における保健所による感染管理体制の評価や支援チームの派遣、検査の実施等による感染制御・業務継続支援の徹底 ・繁華街・歓楽街、事業所群(建設現場、工場の寮等)、大学等、検査前確率が比較的高いと考えられる場所等に対するモニタリング検査の拡充(国事業への協力) ・措置区域内の歓楽街等で陽性者が出た場合の重点的検査の実施 	同左	3								
⑥ 医療提供体制	<ul style="list-style-type: none"> ・病床・宿泊療養施設確保計画に沿って、すぐに患者を受け入れられる病床・居室を計画上の最大数に速やかに移行 ・感染者急増時の緊急的的患者対応への切り替えに向けた準備(医療提供体制への負荷が高まった場合の入院基準の明確化、パルスオキシメーターの活用や健康観察業務の外部委託等による自宅療養における健康観察体制の確保等) 		3								
⑦ 見回り等の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店等における営業時間短縮及び、アクリル板の設置など業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策(*)の徹底を図るため、見回り活動を強化 <p>〔*アクリル板等(パーティション)の設置(又は座席の間隔の確保)、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底等〕</p>	—	5 6								
⑧ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・3密の回避など「ひょうごスタイル」の推進 		—								

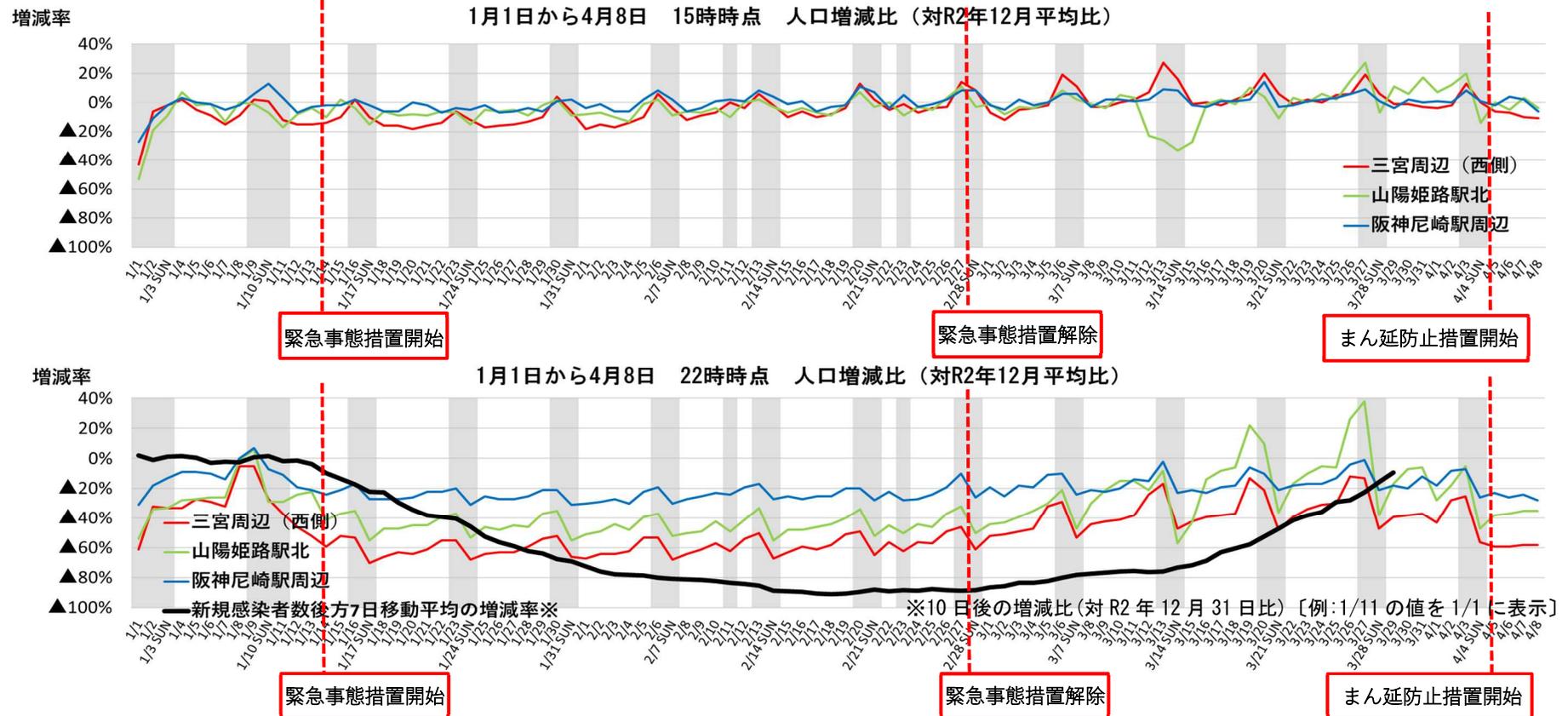
県内主要駅における人出の動向

- 15時時点では、緊急事態措置開始前後で概ね横ばいであったが、2月下旬以降増加傾向。特に三宮では、直近1週間（4月2日（金）～4月8日（木））は、措置開始直後（1月14日（木）～20日（水））比で10%増
- 22時時点では、措置開始直後は三宮で6～7割減など都市部で減少し、その後、概ね横ばいであったが、緊急事態措置解除後、増加。一方、まん延防止措置開始後は、再び減少に転じている。

直近1週間（累計）の増加率
（緊急事態措置開始直後1週間（累計）比）

	15時時点	22時時点
三宮周辺（西側）	+10%	+30%
山陽姫路駅北	+10%	+24%
阪神尼崎駅周辺	+3%	+5%

【県内3地点（三宮駅、阪神尼崎駅、山陽姫路駅）における人出の動向】



まん延防止等重点措置・飲食店等見回り連携チームの設置について

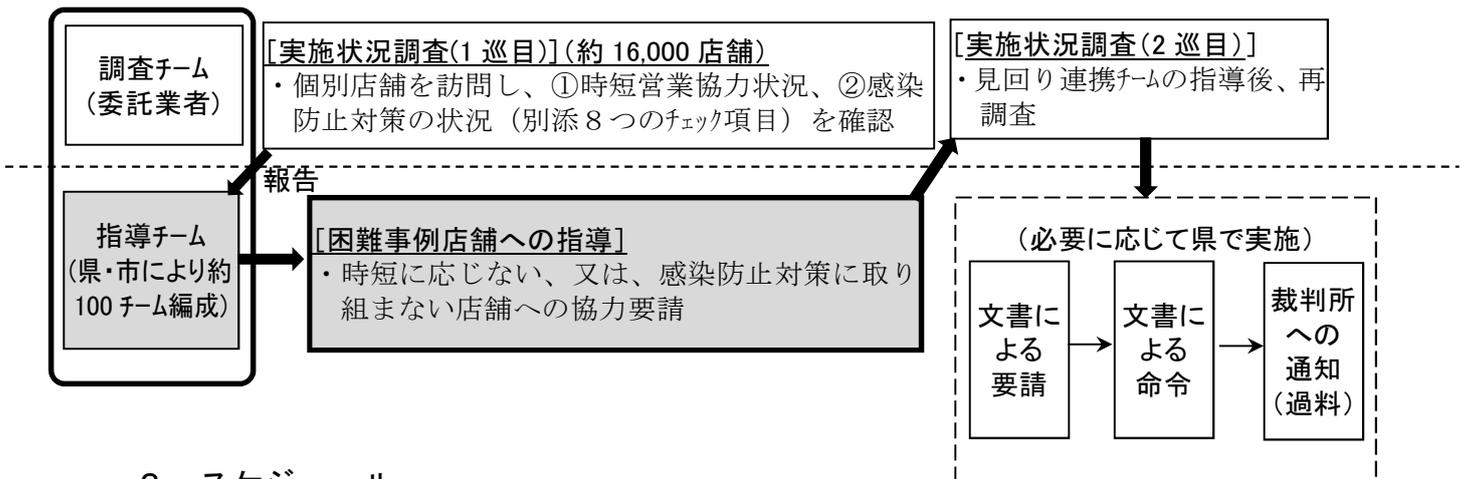
まん延防止等重点措置に係る指定区域4市（神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市）における飲食店等の時短営業及び感染防止対策の徹底を図るため、県及び4市による「飲食店等見回り連携チーム」を設置し、効率的・効果的な見回り活動を実施する。

1 見回りの実施フレーム

調査チームとの役割分担のもと、「指導チーム」は、要請に応じない店舗（困難事例）への指導を行い、効果的に活動を展開する

- ・ **調査チーム**：4市約16,000店舗の実施状況（1巡目）を調査するとともに、指導（委託業者）チーム訪問後の改善状況（2巡目）を再調査
- ・ **指導チーム**：時短に応じない、感染防止対策に取り組まないなど要請に応じない店（県市連携チーム）舗を個別に指導

4/7 ————— 4/12 ————— 4/26 ————— 5/5



2 スケジュール

(1) 見回り連携チーム連絡会議

4月6日、庁内関係各課、県民センター、4市の担当課長等による連絡会議を開催し、見回り実施体制を整備。（調査スケジュール・チーム編成方針・調査マニュアルの共有）

(2) 実施スケジュール

4月7日～4月25日	調査チームによる見回り調査（1巡目）
4月12日～4月25日	指導チームによる個別訪問（困難事例店舗）
4月26日～5月5日	調査チームによる見回り調査（2巡目） 必要に応じて県による文書要請、命令等

3 コロナ対策認定証の交付

見回り調査の結果、8つのチェック項目がすべて○（該当）となった店舗に「コロナ対策認定証」を交付するとともに、県ホームページに掲載

飲食の場面における 新型コロナウイルス感染症 防止対策宣言

～取組の8つのポイント～

チェック

1	要請された営業時間を遵守している。
2	座席配置の工夫やパーティションの設置など、密にならないよう、他のお客様との間隔を十分とっている。
3	空気清浄機やCO2センサーを設置するなど、定期的な換気を行っている。
4	飲食時以外のマスク着用の徹底を呼びかけている。
5	手指消毒液を設置している。
6	大人数・長時間の飲食にならないよう呼びかけている。
7	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っている。
8	上記1～7を遵守のうえ「感染防止対策宣言ポスター」を掲示している。
	休業中

(飲食店名)

訪問日： 令和 年 月 日

整理番号： - -

コロナ感染拡大防止・「扇子・うちわ会食」の推進

～会食等での飛沫防止、扇子・うちわの活用普及～

兵庫県は、「まん延防止等重点措置」実施区域に指定され、特に飲食店の利用者に対し、会話の際の扇子やうちわ、マスク等による感染防止対策の徹底を呼びかけている。

このたび、「飛沫防止用うちわ」を県独自に作成して、飲食店に配布し「扇子・うちわ会食」を広く普及させることで、コロナの感染拡大防止につなげる。併せて、県民運動の取組として普及させる。

1 飛沫防止用うちわ

(1) 内容

会食の際の注意点を記載した小型うちわ(ジュニアサイズ)

(2) サイズ等

- ・ H280mm×W195mm(持ち手部分 105mm)
- ・ 両面印刷(カラー)

【うちわイメージ】



2 作成数

32万本
(措置区域4市 16,000店舗×20本/店程度)

3 配布

4月15日(木)頃から順次、全店舗に配送

4 がんばるお店・お宿応援事業補助金の活用

県配布以降、飲食店が独自に扇子・うちわを作成する場合は、「第2弾がんばるお店・お宿応援事業補助金」を活用



5 県民運動としての取組展開

「扇子・うちわ会食」(My扇子・うちわの携帯)を県民運動の取組として広く周知する(各種広報媒体の活用、各種イベント・行事等でのPR)。

兵庫県内の飲食事業者の皆様

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長（兵庫県知事） 井戸 敏三

業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底について（依頼）

飲食事業者の皆様には、営業時間の短縮等にご理解、ご協力を賜り、心から御礼申し上げます。

本県は、4月5日「まん延防止等重点措置」実施区域に指定されました。

県内では、1日の新規感染者数が過去最多を更新するなど、感染が急速に拡大しており、医療提供体制が非常に厳しい状況となっています。

新型コロナウイルスの感染拡大の防止には、個別の店舗等での業種別ガイドライン等に基づいた対策が重要であり、従前からガイドラインの遵守をお願いしているところです。

特に、アクリル板等を用いた仕切りの設置又は利用者の適切な距離の確保、消毒液の設置、換気の徹底や、3密を避けるため、店内が混み合う場合の进店制限、順番待ちが店外に及ぶ場合の誘導等の感染対策を徹底いただくなど、貴店舗における業種別ガイドライン等に基づく感染対策について、今一度ご確認くださいませようお願いします。

なお、まん延防止等重点措置を実施している神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市においては、今月7日から各飲食店への見回り活動を行っていますので、ご協力をお願いします。

記

- 業種別ガイドライン（業種ごとの感染拡大予防ガイドライン）
※内閣官房ホームページ（<https://corona.go.jp/prevention/>）に掲載
- 飲食の場面におけるコロナ感染症対策のお知らせ
- まん延防止等重点措置・飲食店等見回り連携チームの設置
- 飲食の場面における感染防止対策宣言～取組の8つのポイント～
- 兵庫県知事からのメッセージ（4月9日）

お問い合わせ先

◆兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
（兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課）

TEL：078-362-9833

飲食の場面におけるコロナ感染症対策のお知らせ

別添 3



国民の皆様へ ～飲食店を選ぶ際のポイント～

● アクリル板の設置 (座席の間隔の確保)



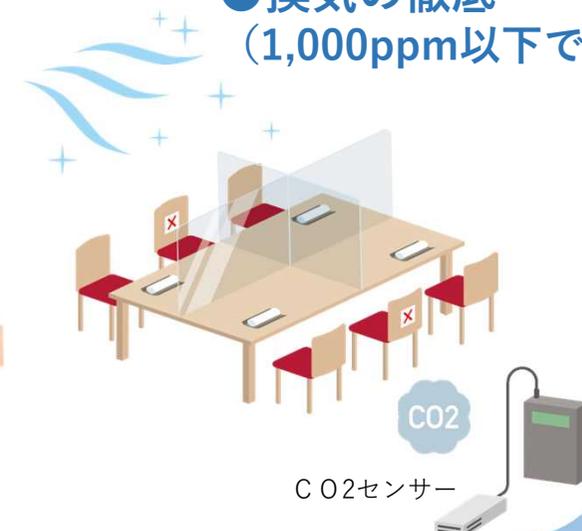
● 食事中以外の マスク着用の推奨



● 手指消毒の徹底



● 換気の徹底 (1,000ppm以下で)



※主な飲食店予約サイトで飲食店の感染症対策が確認できます。

飲食店に行く際は、できるだけ、家族か、4人まででお願いします！

飲食店の皆様へ ～設備支援があります～

小規模事業者持続化補助金 (経済産業省)

- ・小規模事業者の販路開拓や感染防止対策費用を最大100万円、3/4補助緊急事態宣言の影響により本年1～3月売上 ▲30%で補助金総額に占める感染防止対策費の上限を最大25万円から最大50万円に引上げ
 - ・3月下旬公募開始予定 ※1月8日以降のものが対象
- <https://seisansei.smrj.go.jp/>

高機能換気設備等の導入支援事業 (環境省)

- ・中小企業等の高機能換気設備及び空調設備導入費用を1/2、最大1000万円補助
 - ・3月16日公募開始 ※1月8日以降のものが対象
- http://www.siz-kankyuu.jp/2020hoseico2-2_kanki.html



内閣官房 コロナ 支援



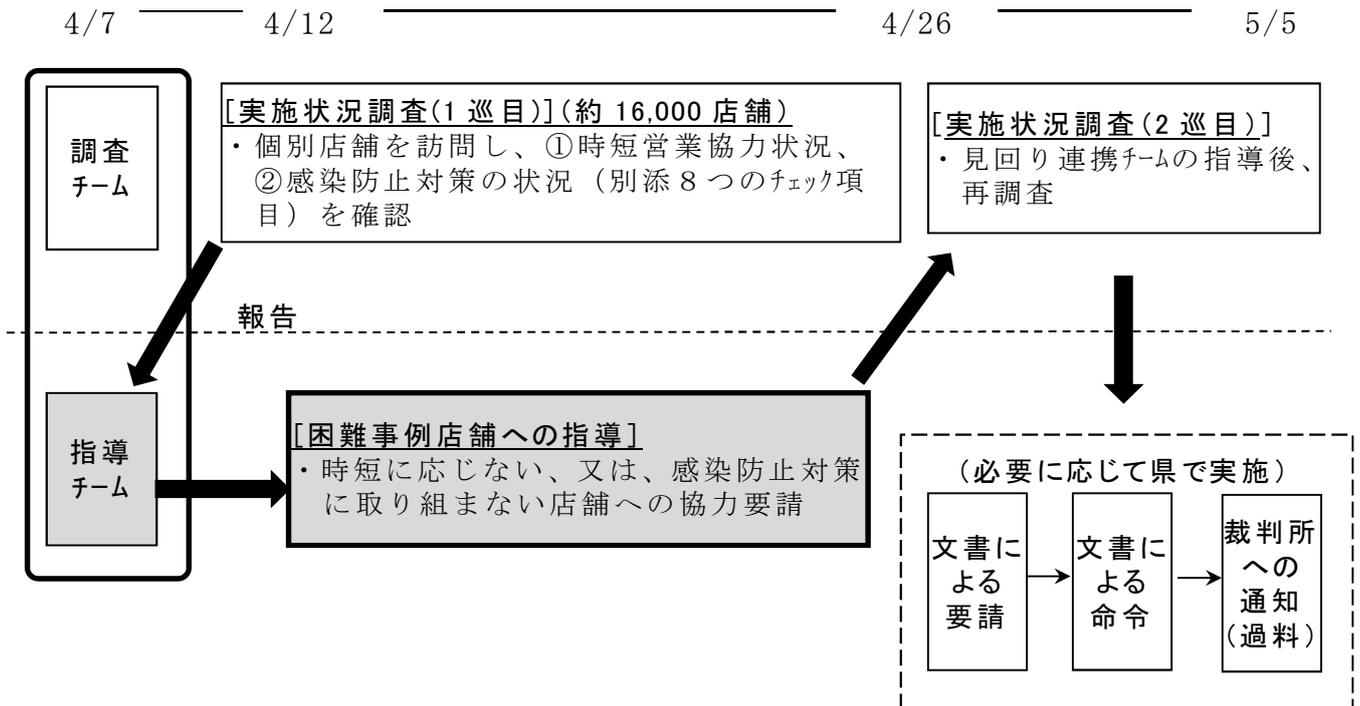
で検索すると、最新の支援策一覧が掲載されています。

まん延防止等重点措置・飲食店等見回り調査の流れ

1 見回りの実施フレーム

調査チームとの役割分担のもと、指導チームは、要請に応じない店舗への指導を行い、効果的に活動を展開します。

- ・ 調査チーム：4市約16,000店舗の実施状況（1巡目）を調査するとともに、指導チーム訪問後の改善状況（2巡目）を再調査
- ・ 指導チーム：時短に応じない、感染防止対策に取り組まないなど要請に応じない店舗を個別に指導



2 コロナ対策認証店舗

見回り調査の結果、8つのチェック項目がすべて○（該当）となった店舗を兵庫県が認証します。

飲食の場面における 新型コロナウイルス感染症 防止対策宣言

～取組の8つのポイント～

チェック

1	要請された営業時間を遵守している。
2	座席配置の工夫やパーティションの設置など、密にならないよう、他のお客様との間隔を十分とっている。
3	空気清浄機やCO2センサーを設置するなど、定期的な換気を行っている。
4	飲食時以外のマスク着用の徹底を呼びかけている。
5	手指消毒液を設置している。
6	大人数・長時間の飲食にならないよう呼びかけている。
7	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っている。
8	上記1～7を遵守のうえ「感染防止対策宣言ポスター」を掲示している。
	休業中

(飲食店名)

訪問日： 令和 年 月 日

整理番号： - -

本調査は、兵庫県からの委託を受けて、まん延防止等重点措置実施区域の飲食店等を対象にガイドラインの遵守状況を確認するため調査に伺うものです。

ご不明な点がありましたら、下記問い合わせ先へご連絡ください。

○問い合わせ先

感染防止対策・時短営業協力状況調査に関すること

まん延防止等重点措置・時短要請等コールセンター

TEL：078-362-9921

協力金に関すること

時短協力金コールセンター

TEL：078-361-2501



兵 庫 県

令和3年4月9日

兵庫県内の事業者の皆様
(飲食事業者を除く)

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長(兵庫県知事) 井戸 敏三

業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底について(依頼)

事業者の皆様には、新型コロナウイルスの感染拡大防止の徹底にご理解、ご協力を賜り、心から御礼申し上げます。

本県は、4月5日「まん延防止等重点措置」実施区域に指定されました。

県内では、1日の新規感染者数が過去最多を更新するなど、感染が急速に拡大しており、医療提供体制が非常に厳しい状況となっています。

感染拡大の防止には、個別の施設等での業種別ガイドライン等に基づいた対策が重要であり、従前からガイドラインの遵守をお願いしているところです。

皆様におかれては、貴施設における業種別ガイドライン等に基づく感染対策について、今一度徹底いただきますようお願いいたします。

特に、百貨店やショッピングセンター・フードコート等の大規模集客施設においては、3密を避けるため、店内が混み合う場合の进店制限、順番待ちが店外に及ぶ場合の誘導等の感染対策を徹底していただきますようお願いいたします。

記

- 業種別ガイドライン(業種ごとの感染拡大予防ガイドライン)
※内閣官房ホームページ(<https://corona.go.jp/prevention/>)に掲載
- 感染リスクが高まる「5つの場面」
- 兵庫県知事からのメッセージ(4月9日)

お問い合わせ先

◆兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
(兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課)

TEL: 078-362-9833

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



感染防止に向けた啓発活動の実施状況

	①全般的な啓発	②飲食店への啓発	③若者への啓発等	④その他
神戸市 尼崎市 西宮市 芦屋市	<ul style="list-style-type: none"> ○市ホームページ、SNS、各種デジタルサイネージ等による呼びかけ ○コミュニティFMやケーブルテレビの市提供番組での啓発放送 ○ひょうご防災ネットによるメッセージ発信 ○啓発ポスターの公共施設、市内地域のコミュニティ掲示板等への掲示 ○市本庁舎庁内放送による来庁者への外出自粛等の呼びかけ ○市広報車による啓発パトロール、消防車両による巡回広報の実施 ○防災スピーカーによる啓発放送 ○「子ども見守りパトロール」と連携した公用車による呼びかけ(市内一円) 	<ul style="list-style-type: none"> ○県・市合同の連携チームによる飲食店等に対する店舗見回り ○業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底を呼びかけ ○繁華街において不要不急の外出自粛を呼びかけるとともに、店舗等に対して午後8時までの営業時間短縮要請の徹底を呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ○市ホームページ、SNS、各種デジタルサイネージ等による呼びかけ ○高等学校・専門学校・大学に啓発ポスターを送付し、掲示を依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ○出勤削減、テレワーク等の取組を市内事業者等へ依頼 ○市長会見による呼びかけや市長メッセージの発信
県民局・ 県民センター ※別紙参照	<ul style="list-style-type: none"> ○職員等による街頭啓発 ○駅や商業施設、庁舎等にポスターを掲示 ○コミュニティFM、ケーブルテレビ、ひょうご防災ネット等による呼びかけ ○道路情報板での周知情報の表示 ○イベント、会合等での知事メッセージの配布 ○庁舎等への懸垂幕の掲示 ○商業施設周辺でのメッセージ看板を付けた公用車による呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ○市、県警と合同で繁華街の飲食店に呼びかけ ○食品衛生協会会員への感染防止対策徹底の周知を依頼 ○商工会議所等を通じたガイドライン等に基づく対策の依頼や支援制度の周知 ○飲食店を併設する商業施設等でのポスター掲示 ○食品衛生法の立入指導の際にガイドライン等に基づく対策を依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ○SNSやインターネットによる若者向けメッセージの配信 ○若者の地域活動団体へ関係者への呼びかけを依頼 ○大学でのポスター掲示や学内放送による啓発 ○県立学校での啓発 ○商工会青年部等を通じた会員への啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ○新聞社支局を訪問し、対策徹底等の報道を依頼 ○社会福祉協議会・在宅福祉サービス事業者に感染防止対策の徹底を依頼 ○感染防止対策の要請コメントを貼付した封筒による啓発 ○高齢者大学でのポスター掲示による啓発

	①全般的な啓発	②飲食店への啓発	③若者への啓発等	④その他
本 庁	<ul style="list-style-type: none"> ○県ホームページ・SNS・Youtube 等での県対処方針・知事メッセージ・動画配信等による啓発 ○テレビ番組「ひょうご発信！」での啓発 ○FM・AM ラジオでの啓発 ○広報車による呼びかけ ○三宮センター街、神戸国際会館等の大型モニターで啓発動画を放映 ○イオン・コープこうべの店舗で館内放送 ○ホール、美術館等の施設におけるポスター、チラシ配布 	<ul style="list-style-type: none"> ○三宮北部地域における外出自粛要請 ○夕刻に、県職員(客引き行為等防止指導員等)、生田署員及び県警生活安全企画課員による三宮北部地域での巡回啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ○ミント神戸の「ミントビジョン」で啓発動画を放映 ○県内大学、高専、専修学校・各種学校に、入学式等年度初めの行事や教育活動の場において、知事メッセージや学生向け動画等を配付・送信することなどにより、学生への呼びかけ強化を要請 ○県内経済団体を通じた、企業の若手社員に対する知事メッセージ・動画配信等による啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ○ヤマト運輸(株)と連携した新型コロナ感染防止啓発(県内セルフドライバー等ワッペン着用、配送センターへのポスター掲示、トラックへの啓発ステッカー貼付)

まん延防止等重点措置に伴う啓発活動の実施状況 (4/5～)

		取 組 内 容
神戸県民センター	①全般的な啓発	<p>○三宮での職員による街頭啓発 (4/5) 阪急神戸三宮駅北交差点 (生田新道交差点)・東門街南入口付近において、「20時以降の飲食店の出入りをしない」「大人数、長時間の飲食は自粛」など、まん延防止対策の徹底を呼びかけ</p> <p>○デジタルサイネージによる啓発 (4/5～) 新長田合同庁舎のデジタルサイネージを用いて、知事メッセージ画像を放映</p> <p>○JR新長田駅前での啓発ポスター掲示 (4/6～)</p> <p>○新長田駅南地区商業施設等へのポスター掲示 (4/6～)</p> <p>○新長田商店街代表の会合の場で重点措置について説明 (4/2夜)</p> <p>○ひょうご防災ネットによるメッセージ配信 (随時)</p>
	②飲食店への啓発	<p>○三宮での職員による街頭啓発〔再掲〕 飲食店利用者に向けた場所・時間 (繁華街で16:30から1時間程度)で実施</p>
	③若者への啓発	<p>○ひょうご防災ネットによる若者向けのメッセージ配信 (随時) 30代以下の若者に向けた内容のメッセージを配信</p> <p>○大学生らによる新型コロナウイルスの感染防止についての鼎談をSNSで配信 (検討中)</p>
	④その他	—
阪神南県民センター	①全般的な啓発	<p>○尼崎市、県警と合同での職員による街頭啓発 (4/5・9・16・23・30) 内容：阪神尼崎駅、阪急塚口駅、JR立花駅、JR尼崎駅、阪急園田駅周辺の繁華街において不要不急の外出自粛、感染防止対策の徹底の呼びかけ</p> <p>○コミュニティFMでの注意呼びかけ (4/9・16・20・23・30) 内容：FM尼崎 (尼崎市エリア)、さくらFM (西宮・芦屋エリア)で、放送内容を変更し、不要不急の外出自粛、感染防止対策の徹底を呼びかけ</p>
	②飲食店への啓発	<p>○尼崎市、県警と合同での職員による飲食店への啓発 (4/5・9・16・23・30) 内容：阪神尼崎駅、阪急塚口駅、JR立花駅、JR尼崎駅、阪急園田駅周辺の繁華街の飲食店に時短営業、感染防止対策の徹底の呼びかけ</p>
	③若者への啓発	<p>○大学生向けメールマガジンへのメッセージ掲載 (予定) 内容：NPO法人が発行する大学生向けメールマガジンへ不要不急の外出自粛、感染防止対策の徹底等のメッセージを掲載することを依頼</p>
	④その他	<p>○管内新聞社支局への訪問周知 内容：感染防止対策の徹底等の報道を依頼</p> <p>○県民センターホームページ (センター長メッセージ)での感染防止対策の要請</p>

阪神北 県民局	①全般的な啓発	<p>○県民局情報番組での注意呼びかけ(4/6, 4/8)</p> <p>内容：コミュニティFM（宝塚・伊丹・三田）の県民局情報番組「きらっと☆阪神北だより」で県民局長から感染拡大防止対策の徹底を呼びかけ</p> <p>○宝塚北サービスエリアフリーラウンジでの「ひょうごスタイル」ポスターの掲示（継続実施）</p> <p>○庁内放送及び知事メッセージ掲示による来庁者への啓発（継続実施）</p> <p>○宝塚総合庁舎デジタルサイネージでの啓発動画の放映（継続実施）</p> <p>○県民局ホームページ（局長メッセージ）による感染防止対策の呼びかけ（継続実施）</p>
	②飲食店への啓発	○管内食品衛生協会に会員への感染防止対策徹底の周知を依頼(4/6)
	③若者への啓発	<p>○管内の中間支援NPO（宝塚・川西・三田）に会員ほか関係ある若者への周知を依頼(4/6)</p> <p>○管内の若者の地域活動団体（伊丹・川西・三田）に関係ある若者への周知を依頼(4/6)</p> <p>○管内の商工会議所・商工会青年部に会員への周知を依頼(4/6)</p> <p>○ひょうご防災ネットによる若者向けのメッセージ配信(4/8)</p> <p>30代以下の若者に向けた内容のメッセージを配信</p>
	④その他	○管内の社会福祉協議会・在宅福祉サービス事業者に感染防止対策の徹底を依頼(4/8～)
東播磨 県民局	①全般的な啓発	<p>○来庁者への啓発（庁内放送・ポスター掲示）</p> <p>○県民局ホームページトップ画像での注意喚起</p> <p>○JR加古川駅でのポスター掲示</p> <p>○地元ケーブルテレビ局による啓発（県民局情報番組・ラジオ番組）</p> <p>○総合庁舎等での懸垂幕の掲示</p>
	②飲食店への啓発	<p>○商工会議所等を通じた啓発（会員への啓発を依頼）</p> <p>○飲食店を併設する商業施設等でのポスター掲示（加古川ヤマトヤシキ、ニッケパークタウン、にじいろふぁ～みん（JA直売所））</p>
	③若者への啓発	<p>○兵庫大学でのポスター掲示</p> <p>○管内県立学校での啓発（教育事務所を通じて各校へ依頼）</p>
	④その他	○高齢者への啓発（いなみ野学園でのポスター掲示等を依頼）

北播磨県民局	①全般的な啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ひょうご防災ネット（メール）による呼びかけ（4/6～（週1回）） ○管内の道路情報板（7箇所）での周知情報の表示（4/7～5/5） ○庁舎内における庁内放送及びポスター掲示の実施（継続実施） ○庁舎ロビーでのデジタルサイネージによる啓発動画の放映（継続実施） ○県民局ホームページでの感染防止対策の要請（継続実施） ○イベント、会合等での知事メッセージの配布（継続実施） ○管内主要施設（鉄道駅、バス営業所、ホテル、商業施設等）へのポスター掲示（継続実施）
	②飲食店への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○上記の全般的な啓発を通じて実施 ○管内のスナック、カラオケ店等に対し、コロナ感染拡大のガイドラインの周知（継続実施）
	③若者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○管内大学（兵庫教育大学、関西国際大学）へのポスター掲示及び学内放送等の啓発を依頼
	④その他	<ul style="list-style-type: none"> ○オンライン会議での啓発動画の配信（随時） ○感染防止対策の要請コメントを貼付した封筒による啓発（4/6～）
中播磨県民センター	①全般的な啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○庁内放送による来庁者等への呼びかけ（毎日1回） ○姫路総合庁舎（東側壁面）に懸垂幕「新型コロナウイルス感染拡大防止！不要不急の外出を控えましょう。毎日の検温、マスクの着用、換気を徹底しましょう。」を掲出 ○FM“GENKI”で「県作成呼びかけメッセージ」を放送（4/9、4/23） ○ひょうご防災ネットを活用した感染防止徹底の周知（メール）による呼びかけ
	②飲食店への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○FM“GENKI”で「県作成呼びかけメッセージ」を放送（4/9、4/23）
	③若者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○中播磨県民センター管内4大学へポスターの掲出依頼 ○FM“GENKI”で「県作成呼びかけメッセージ」を放送（4/9、4/23）
	④その他	—
西播磨県民局	①全般的な啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○各種行事、団体等を通じた知事メッセージの周知・配布（4/5～） ○管内の道路情報板を利用した呼びかけ（4/5～） ○県民局ホームページ（局長メッセージ）での感染拡大防止対策徹底の呼びかけ（4/7） ○ひょうご防災ネットでの感染拡大防止対策徹底の呼びかけ（4/7）
	②飲食店への啓発	※上記①の中で合わせて実施
	③若者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○管内県立高校への感染拡大防止対策徹底の啓発依頼（4/6～4/9）
	④その他	—

但馬県民局	①全般的な啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○但馬県民局管内の道路情報板での呼びかけ(4月上旬～) ○地域コミュニティFM (FMジャングル) での呼びかけ(4月上旬～) ○県庁舎での呼びかけメッセージの庁内放送(継続実施) ○県庁舎等での知事メッセージの掲示(継続実施) ○イベント、会合等での知事メッセージの配布(継続実施) ○豊岡総合庁舎デジタルサイネージでの啓発動画の放映(継続実施) ○県民局ホームページによる感染防止対策の呼びかけ(継続実施)
	②飲食店への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○飲食店等への食品衛生に係る立入指導の際に感染防止対策の徹底を要請(継続実施) ○イベント、会合等での知事メッセージの配布(継続実施)(再掲)
	③若者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○管内の大学にポスター掲示及び学生に対する知事メッセージの配付を依頼(4/8～)
	④その他	—
丹波県民局	①全般的な啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○庁舎内における啓発 内容：柏原総合庁舎及び篠山庁舎において、庁内放送及び懸垂幕の掲出、デジタルサイネージによるメッセージの放映 ○JR駅内(篠山口・柏原・谷川・黒井)における「ひょうごスタイル」ポスターの掲出 ○ホームページ等による啓発 内容：県民局HP、ひょうご防災ネット等で対策の徹底を呼びかけ ○各市へ啓発依頼・実施 内容：防災行政無線(全戸配布)、有線、メールによる周知 ○自動車啓発 内容：管内商業施設周辺等において、メッセージ看板を付けた公用車により対策の徹底を呼びかけ ○イベント、会合等での知事メッセージ配布
	②飲食店への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○イベント、会合等での知事メッセージ配布(再掲) 内容：商工会関連団体総会等にて知事メッセージを配布、対策の徹底を呼びかけ
	③若者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○管内で地域貢献活動に取り組む大学生団体に知事メッセージを送付 ○ホームページ等による啓発(再掲) 内容：県民局HP、ひょうご防災ネット等で対策の徹底を呼びかけ
	④その他	—

淡路県民局	①全般的な啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ひょうご防災ネットを活用した感染防止対策徹底の呼びかけと各コールセンター連絡先の周知（4月初旬～） ○県民局ホームページ（局長メッセージ）による感染防止対策の呼びかけ（継続実施） ○洲本総合庁舎における呼びかけメッセージの放送及び知事メッセージの掲示による注意喚起（継続実施） ○庁舎ロビーでのデジタルサイネージによる啓発動画の放映（継続実施） ○庁舎の屋外懸垂幕掲出による感染防止対策の啓発（継続実施） ○淡路県民局管内の道路情報表示板（16か所）で注意喚起（4月初旬～） ○各種会議における感染防止対策徹底の周知（随時）
	②飲食店への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○淡路島内の商工会議所及び商工会を通じて、飲食店等にあらかじめ業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底を依頼するとともに、各種支援制度を周知（4/6） ○飲食店に対する食品衛生に係る立入指導の際に、業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底を依頼（随時）
	③若者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○淡路島内の大学に対し、知事メッセージの掲示・呼びかけメッセージの放送を依頼（4月初旬～）
	④その他	—

新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針の修正内容 (産業労働部関係)

新型コロナウイルス感染症の影響による離職者に対するつなぎ雇用を確保するとともに、早期再就職に向けて多様なニーズに即した職業訓練を実施

(1) 緊急対応型雇用創出事業 (実施規模: 1,200人)

(2) 離職者等再就職訓練事業 (拡充規模: 800人)

※介護やIT・資格取得等ニーズの高い分野への職業訓練を充実(219コース4,150人)

新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対応方針

兵庫県では、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第32条第1項に基づく緊急事態措置区域となったことから、医療・検査体制、外出自粛、中小企業支援など多岐にわたる対策を取りまとめた対応方針（以下「本方針」という。）を策定し、新型コロナウイルス対策の全体像を県民に明らかにしながら、緊急事態措置等を実施した。

令和2年5月21日に緊急事態措置区域を解除された後も、患者発生状況や分析結果等を踏まえて本方針を順次改定し、対策を積み重ねてきた。

令和3年1月13日、特措法第32条第3項に基づき、再び緊急事態措置区域となったことから、本方針に基づき、緊急事態措置を実施してきた。

令和3年2月28日をもって、本県は緊急事態措置実施区域から解除されたが、再び感染が拡大し、令和3年4月1日、特措法第31条の4第1項に基づき、まん延防止等重点措置実施区域に指定されたことから、以下の措置を実施する。

- I 区域 兵庫県全域
- II 期間 緊急事態措置実施期間 令和2年4月7日～令和2年5月21日
 令和3年1月14日～令和3年2月28日
 まん延防止等重点措置実施期間 令和3年4月5日～令和3年5月5日

III 措置 1 医療体制 (1) 入院体制

○現在、重症対応116床、中軽症対応723床の計839床を確保しており、新規陽性者が急増している状況を踏まえ、全確保病床の運用を行うとともに、当面の措置として、4月中を目途に100床程度の病床確保を要請する。

【フェーズに応じた体制】

	感染小康期	感染警戒期	感染増加期	感染拡大期1	感染拡大期2	感染拡大特別期
目安 (新規陽性患者数 (1週間平均))	10人未満	10人以上 (警戒基準)	20人以上	30人以上	40人以上	総合的に判断
体制構築 の考え方	15人/日の新規患者 数発生に対応	20人/日の新規患者 数発生に対応	30人/日の新規患者 数発生に対応	40人/日の新規患者 数発生に対応	55人/日の新規患者数 発生に対応	
病床数	200床程度 うち重症40床程度	300床程度 うち重症50床程度	400床程度 うち重症70床程度	500床程度 うち重症90床程度	650床程度 うち重症120床程度	750床程度～ うち重症120床程度～
宿泊療養	200室程度	200室程度	300室程度	500室程度	700室程度	1,000室程度～

- 県立加古川医療センターを県内全域の患者に対応する「新型コロナウイルス感染症拠点病院」に、神戸市立医療センター中央市民病院及び県立尼崎総合医療センターを重症患者等に対応する「新型コロナウイルス感染症重症等特定病院」にそれぞれ位置づけ、重症者対策を推進する。

県立加古川医療センターにおいては、新型コロナウイルスの感染リスクを低減しつつ、重症患者が急増した場合の受入対応力を強化するため、臨時の重症専用病棟を整備し、併せて人材育成にも活用する。

- 感染症病床に加え、一定の感染症予防策等を実施した入院病床を確保するため、空床補償経費や診療報酬について一定の水準が確保されたが、県としても、空床補償経費について国制度に加え、独自の上乗せを行うとともに、入院治療を行う医療機関に対し入院患者受入の支援を行う。
あわせて、医療機関において、重症化対策や感染症対策が実施されるよう、人工呼吸器や個人防護服等の整備を支援する。
- 重症病床の円滑な運用に向け、看護師等の派遣支援事業の拡充等を活用した人員体制確保を支援するほか、標準治療及び重症化時の転院の目安の周知により、中等症患者の診療体制の充実と重症対応医療機関の負担軽減を図る。
- 重症対応医療機関から中軽症対応医療機関等への転院促進及び入院対応医療機関から宿泊療養施設への転送を促進する。
- 県病院協会・県民間病院協会に看護師等を配置した「転院支援窓口」を設置し、医療機関の地域連携室等と連携し回復者の転院受入を促進する。(受入登録病院：193病院)
- 入院対応医療機関から一般医療機関への転院を促進するため、転院受入れ支援(1名受入れあたり10万円)を実施する。
- がん患者、透析患者、障害児者、妊産婦・小児の患者などは特に配慮する。
- 精神科医療機関に対して、感染管理認定看護師等の派遣による感染症対策研修を実施する。
- 精神科医療機関への感染者発生時の支援として、感染症専門医・感染管理認定看護師による感染拡大防止対策指導や陽性者への治療支援を行う。
- 医療機関における面会等について、感染を防ぐため、直接面会の自粛を要請する。

(2) 無症状者や軽症者への対応

- 宿泊療養施設について、新たに1施設(姫路市内・150室。4月20日(予定))を確保し、1,150室程度の運用に向け準備を進めるとともに、さらなる施設の確保に向け交渉する。
- 患者搬送力の強化、調整事務スタッフの充実、運営体制の強化により、宿泊療養施設の稼働率の更なる向上を図る。
- 患者の増加に伴い、重症患者の入院医療に支障が生じないよう、原則として入院後の無症状者や軽症者は、医師・看護師等医療体制を整備した宿泊施設において療養を行う。
- 無症状者については、医師の判断により、入院を経ずに直接の宿泊療養の実施を可能とする。また、患者の増加傾向を踏まえ、入院医療機関の負担軽減を図るため、リスク要因の低い軽症者(咳、鼻閉等の症状が時間の経過によりほぼ消失、味覚・嗅覚障害等)についても同様に、入院を経ない直接の宿泊療養も可能とする運用を当面行うこととし、引き続き運用の見直しの協議・検討を行う。なお、変異株陽性者についても、同様の取扱とする。
- オンコール医師等の対応に加え、兵庫県医師会協力の下、宿泊療養施設のうち2施設(西宮・姫路)に医師を派遣し、安心して療養できる環境を確保する。

(3) 円滑な入院調整等の実施

- 各保健所による入院調整を基本としつつ、圏域を越える入院等各保健所の依頼により、新型コロナウイルス入院コーディネートセンター(CCC-hyogo)が症状に応じた適切な入院調整もしくは宿泊療養調整を行う。

- 医師（災害医療コーディネーター）及び調整事務スタッフ（看護系大学の教員等）の充実に、入院調整機能を強化する。

(4) 自宅待機者等に対するフォローアップ体制の強化

- 家庭訪問による継続した健康観察等を行うなど、患者の症状をふまえた的確な対応を行う。
 - ・感染予防対策の周知徹底、アプリを活用した健康観察、相談対応を行う。
 - ・高齢者や基礎疾患を有するなど特に注意が必要な方へは、パルスオキシメーター等を活用した家庭訪問による健康観察を行う。
- 必要な訪問診療体制を整備するとともに、食料品・衛生資材等の配布を行う。

(5) 自宅療養の実施

- 医療機関等の負担を軽減するため、当面の対応として、自宅療養を実施する。

(6) 外来医療体制の強化

- 帰国者・接触者外来を75機関設置している。
- 各圏域における外来等受診状況を踏まえ、臨時外来等の設置について、関係市町及び医師会等関係団体と協力して対応する。
- インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行に備え、地域の実情に応じて発熱患者を診察できるよう、医師会等と協力のうえ、発熱等診療・検査医療機関1,181ヶ所を指定した。今後も指定を進める。
- ゴールデンウィークに外来診療等を行う発熱等診療・検査機関及び薬局に対して運営に要する経費（4/29～5/5の間：15,000円/日）を支援する。
- 県民に対して、発熱等の症状があれば、かかりつけ医など地域の身近な医療機関に電話相談し、指示に従って受診すること、かかりつけ医などがいない時は「発熱等受診・相談センター（健康福祉事務所・保健所）」や、「新型コロナ健康相談コールセンター（全県）」へ相談することを呼びかける。

特に発熱や咳などの比較的軽い症状でも、高齢者や基礎疾患のある者は早めの相談を呼びかける。

(7) 検査体制の強化

- 衛生研究所、民間検査機関、帰国者・接触者外来へのPCR検査機器購入支援などにより、検査体制の充実を図り、6,200件/日の検査件数を確保している。
- 県立健康科学研究所では、自施設で検査した陽性検体のCt値30以下の検体について変異株PCR検査を実施している。また、ゲノム解析についても3/29より実施する。
- 保健所を介さず検査を行う「地域外来・検査センター」について8ヶ所開設している。今後も状況に応じて地域と協議を行う。

〔阪神圏域（3カ所）、東播磨圏域（1カ所）、淡路圏域（1カ所）、
神戸市（1カ所）、姫路市（1カ所）、西宮市（1カ所）〕
- 濃厚接触者のうち無症状者や、希望する妊婦にも検査を実施し対象を拡大する。
- 医療機関や社会福祉施設、学校などで陽性者が確認され、感染の拡がりや疑われるなど、クラスター（集団感染）の発生が懸念される場合には、濃厚接触者以外にも幅広く関係者を対象として検査を実施する。

特に社会福祉施設等では、職員、入所者等で発熱や呼吸器症状等を呈している場合は、陽性者の有無に関わらず、これらの者や関係者に対して、幅広く迅速かつ積極的に検査を実施する。

更に、希望する社会福祉施設等を対象として新規就労職員及び新規入所者（ショートステイも含む）に対してPCR検査を実施する。

- 感染多数地域の高齢者入所施設の従事者を対象に3月末まで実施している集中的検査の範囲を拡大し、県内全域（保健所設置市を除く）の高齢者・障害者入所施設の従事者を対象とした集中的検査を6月末までに実施する。
- 国の新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」、「兵庫県新型コロナウイルス追跡システム」の利用者で、陽性患者との接触があるなどの通知があった方のうち、希望者にPCR検査を実施する。
- 抗原検査について、救急患者の早期診断やインフルエンザの流行期における発熱患者への検査等に活用していく。
- 抗体検査については、正確な感染状況の把握に資するため、神戸大学と協力して研究を推進する。
- ひょうごボランティアプラザが派遣する災害ボランティアに対して県立健康科学研究所を活用し、PCR検査の受検支援を行う。
- 再度の感染拡大の予防を早期に探知するため、政府（内閣官房）が市中（商店街、ショッピングモール、駅、民間事業所等）において実施するモニタリング検査に協力する。

【PCR検査体制】

区 分		現状（件）	従前（件）
衛生研究所等	兵庫県	700	700
	保健所設置市	685	685
	小 計	1,385	1,385
民間検査機関		2,440	1,430
医療機関		2,375	1,235
合 計		6,200	4,050

(8) ワクチン接種の推進

- 新型コロナウイルスワクチンについて、迅速かつ円滑な接種体制の構築が図れるよう、医師会、市町等と連携、調整して準備を進める。
- 県が調整主体となる医療従事者向け優先接種について、接種施設の確保、地域の中核医療機関への業務に対する支援、統一的なオンライン予約システムの構築等に努める。

(9) 医療用マスク・防護服等の確保

- 医療用マスクについては5月末、防護服等については6月上旬、医療機関において、県全体で概ね3ヶ月分の使用量相当の在庫が確保された。
- さらに医療機関に代わり県において保管することとしていた概ね6ヶ月分の使用量相当についても確保を完了した。
- 発熱等診療・検査医療機関に対し、緊急時においては国から必要な医療資機材（サージカルマスク、ガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋）が提供されることとなり、状況に応じて県からも提供する。

(10) 感染者受入医療機関等への支援

- ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金を県・市町（神戸市を除く）で協働して、（公財）兵庫県健康財団に創設し、医療機関関係者等に対して、幅広い層からの寄附による勤務環境改善等の支援事業を実施する。集まった寄附金は、10月に医療機関へ配分済（第1次配分）。
- 神戸市は、こうべ医療者応援ファンドを（公財）こうべ市民福祉振興協会に創設し、同様の事業を実施する。

- 新型コロナウイルス感染症患者及び疑似症患者への入院治療を行う医療機関に対する運営に要する経費(入院患者1人あたり12,000円/日 [4/29~5/5の間:24,000円/日])を支援する。
- 感染者等への対応業務に従事した県立病院等の職員に対する特殊勤務手当を増額する。(日額300円→3,000円(感染者等の身体に直接接触する作業等の場合は4,000円))

(11) 救急医療等地域医療体制の確保 (受付終了)

- 救急・周産期・小児医療機関において、感染の疑いのある患者とその他の患者が混在しない動線確保(待合室の整備・新たな入口整備)や定期的な消毒など院内感染防止対策を推進するとともに医療従事者の健康管理(検査経費)など、診療体制の確保を支援する。

- ・設備整備補助

整備内容 簡易陰圧装置、簡易ベッド、空気清浄機等

- ・支援金の給付

区分	金額
99床以下	20,000千円
100床以上	30,000千円

※100床ごとに10,000千円を追加

※コロナ患者受入の場合、10,000千円加算

- 救急・周産期・小児医療機関において、9月以降に実施する院内感染防止対策に対する国の支援(199床以下1,000万円、+200床ごとに200万円追加)を関係医療機関に周知し積極的な活用を促進する。
- 病院・診療所・薬局等における待合室を混在させないようにするレイアウト変更や院内における研修など感染拡大防止対策を推進する。

区 分	金 額
病院(救急等以外)	2,000千円/箇所
	50千円/床
有床診療所(医科・歯科)	2,000千円/箇所
無床診療所(医科・歯科)	1,000千円/箇所
薬局、訪問看護ステーション、助産所等	700千円/箇所

- 医療関係団体等が行う、感染対策指導や普及啓発等に対して支援する。

(12) 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の支給

- 医療機関に勤務し、感染症対策に対応された従事者に対し、慰労金を支給する。(受付終了)

対象施設	対象者	慰労金単価
県から役割を設定され、実際に新型コロナウイルス患者等を受入れた施設等(宿泊療養施設も含む)	対象施設に、令和2年3月1日から6月30日までの間に10日以上勤務し、患者と接する従事者(国基準により判断)	200千円/人
県から役割を設定されたが、実際に新型コロナウイルス患者等の受入れがなかった施設		100千円/人
感染症対策に一定の役割を担った施設		50千円/人

(13) 保健所体制の強化

- 感染対策に資する改修や検査体制の充実、患者移送車等の整備など保健所体制の強化を図る。

(14) 保健師バンクの機能強化

- 新型コロナウイルス感染症等の健康危機時にも対応できるよう、災害時等派遣保健師名簿を作成し、保健師バンクの機能強化を図る。

(15) 海外からの帰国者への対応

- 次の事項を海外からの帰国者に呼びかける。
 - ・指定された場所（自宅など）での14日間の待機
 - ・保健所等による健康観察への協力
 - ・咳や発熱等の症状が現れた場合の発熱等受診・相談センター（健康福祉事務所・保健所等）への相談
 - ・入国制限がなされている国や地域以外の帰国者から住所地所在の保健所への連絡

(16) 風評被害対策等

- 次の事項を医療や介護など関係者への感謝とともに県民に呼びかける。
 - ・感染症に対する正しい知識や理解を深め、憶測やデマなどに惑わされないようにするとともに、医療関係者、患者関係者などへの風評被害・差別を防止することにより、感染者や濃厚接触者などが保健所の調査に協力できるようにすること
 - ・食料、医薬品、生活必需品の買い占め等を行わないよう、冷静に対応すること

2 学校等

(1) 公立学校

[県立学校]

① 教育活動

県内に「まん延防止等重点措置」が適用されることを踏まえ、十分な感染防止対策を実施したうえで、教育活動を行う。

また、県外で活動する場合（修学旅行を含む）においては、感染防止対策がとられていることを確認の上、実施時期、実施場所、参加人数、移動方法などを十分に検討のうえ実施する。

特に感染拡大を予防するため、緊急事態措置区域での活動は見合わせるとともに、まん延防止等重点措置実施区域など著しく感染が拡大している地域や国が定めるステージ3や4、都道府県の発表する感染状況など客観的な感染状況を踏まえ、活動地域については慎重に選定する。

また、入学式・始業式等の開催にあたっては、参加人数の制限、マスクの着用、消毒、換気など感染予防対策を徹底する。

○感染防止対策

感染のリスクが高いとされている活動については、換気、身体的距離の確保や手洗いなど感染症対策を徹底のうえ、実施する。

- ・各教室で可能な限りの間隔をとる。
- ・マスクの着用を徹底する。
- ・必要に応じてフェイスシールドを着用する。
- ・毎日の検温、手洗いを徹底する。
- ・教室内をはじめ、職員室、教科準備室、更衣室等において、適切な温度管理等に十分留意しながら換気を行うとともに、消毒を行う。

- ・食事の際、飛沫を飛ばさないような席の配置や飛沫対策パーティションの設置、会話の際にはマスクを着けるなどの対応を工夫する。
- ・教育活動（受験及び就職活動を含む）にあたっては、事前の体調管理にあわせ、保護者等を含めた感染防止対策の徹底を呼びかける。
- ・児童生徒、教職員に対して、感染が拡大している地域との不要不急の往来を自粛するよう呼びかける。など

② 部活動

- 県内に「まん延防止等重点措置」が適用されることを踏まえ、十分な感染防止対策を実施したうえで活動する。活動時間は、「いきいき運動部活動」、「文化部活動の在り方に関する方針」に基づき、平日4日2時間程度、土日1日3時間程度の実施とする。
 - 県外で活動する場合は、緊急事態措置区域での活動は見合わせる（※を除く）とともに、まん延防止等重点措置実施区域など著しく感染が拡大している地域や国が定めるステージ3や4、都道府県の発表する感染状況など客観的な感染状況を踏まえ、活動地域、実施時期、参加人数（応援を含む）、移動方法については慎重に選定する。
 - 合宿については、まん延防止等重点措置実施区域では実施しない。
- ※高体連・中体連スケジュール記載大会、日本高野連・中央競技団体・文化関係連盟が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）。参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図ること。

③ 心のケア

- 令和2年度実施している新型コロナウイルス感染症の影響に関する心のケアアンケートの結果等を踏まえ、きめ細やかな健康観察をはじめ、児童生徒の状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携するなど、心身の健康に適切に対応する。
- ・児童生徒の状況把握(個人面談等の機会の拡充、学校単位での生徒アンケートの実施)
 - ・キャンパスカウンセラー及び各種相談窓口の活用促進
 - ・通級指導対象生徒や外国人生徒等への個別支援

[市町立学校・園（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園・幼稚園型認定こども園）]

設置者に対して、上記の点に留意の上、市町の感染状況を踏まえ適切な学校運営を行うよう依頼する。

[感染時における対応]

感染者が発生した場合、まずは保健所の指示に従って、感染者（濃厚接触者及び関係者を含む）の出席停止及び消毒等の対応を行う。また感染拡大防止のために必要があれば、学級又は学年、学校の臨時休業を実施する。

さらに、広域的な感染防止対応が必要となった場合の地域における臨時休業については、国の動向、県全体の感染防止対応とともに学習機会の確保など総合的に判断したうえで、県立学校は基本的に学区単位、市町立学校は市町単位又は県民局・県民センター単位でのエリアで実施の可否を検討する。

(2) 県内大学

- 授業の再開
 - ・臨時休業の要請を令和2年5月16日に解除

- ・対面授業・課外活動等を再開する際の感染防止対策の徹底を要請
- ・入学式など年度始めの行事や教育活動の場（新学年ガイダンス、授業の開始時、学生一人ひとりへのメール送付等）において、知事メッセージや学生向け動画等を配付・送信することなどにより、学生に特に以下の点を強く呼びかけることを要請。
 - ①学生の歓迎会・宴会・自宅での飲み会（宅飲み）など、大人数・長時間の飲食の自粛
 - ②講義や部活動・サークル活動時における感染防止対策の徹底

（県立大学）

- ・令和2年5月7日から、全学で本格的に遠隔授業を実施
- ・令和2年6月1日から、実験・実習や各種ゼミナール等から対面授業を順次再開
- ・後期授業（令和2年10月1日）から、十分な感染防止対策を実施したうえで、原則として対面授業を実施

○学生への支援

- ・アルバイト収入の減少等により修学の継続が困難となっている学生に、国の学生支援緊急給付金（20万円（住民税非課税世帯の学生）又は10万円（左記以外の学生））を支給
- ・国の修学支援新制度における家計急変時の授業料・入学金減免と給付型奨学金支給（急変後の所得見込により住民税非課税世帯・これに準ずる世帯となる学生が対象）
- ・兵庫県私費外国人留学生奨学金（月3万円）の給付等
- ・県立大学においては、上記の支援に加え、独自の授業料等の減免の拡充（入学金等の対象追加）、家計急変時の授業料等減免（急変後の所得見込により判定（4人世帯の場合は約500万円未満が目安）、授業料の納付猶予・分納等を実施

(3) 高専、私立学校（幼小中高・専修学校・各種学校）

- 設置者に対して、感染拡大を予防するため、感染状況を踏まえた教育活動・部活動等を実施する県立学校の方針を周知する。
- 高専、専修学校・各種学校に対し、入学式、始業式など年度始めの行事や教育活動の場（新学年ガイダンス、授業の開始時、学生一人ひとりへのメール送付等）において、知事メッセージや学生向け動画等を配付・送信することなどにより、学生に特に以下の点を強く呼びかけることを要請。
 - ①学生の歓迎会・宴会・自宅での飲み会（宅飲み）など、大人数・長時間の飲食の自粛
 - ②講義・授業や部活動・サークル活動時における感染防止対策の徹底
- 私立専門学校の授業料減免の支援（減免額の1/3）を行い、学生の経済的負担を軽減する。

3 社会教育施設等

県立施設については、引き続き感染防止対策を実施した上で開館する。

市町立施設に対しては、感染防止対策の徹底を周知するとともに、民間施設については、業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を働きかける。

○感染防止対策

- ・催物の開催制限及び開館時間短縮については、対処方針の7イベントの開催自粛要請及び8施設の使用制限による取扱いの徹底
- ・来館者多数の場合の入場制限
- ・発熱、咳などの症状のある者の入場禁止
- ・発熱チェック
- ・マスク装着の徹底、消毒液の設置
- ・演者と観客との一定の距離の確保（最低2m）
- ・密閉・密集・密接状態の回避（休憩時間・回数増、換気など）

- ・入館者の氏名・連絡先等の把握
- ・「兵庫県新型コロナ追跡システム」QRコードの掲示と来館者への登録呼びかけ 等

4 社会福祉施設

(1) 高齢者施設、障害者施設等

- 高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に係るすべての関係施設・事業所について、感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び感染防止対策を厳重に徹底した上での事業実施を要請する。
- 各施設団体からも注意喚起を行うとともに、県は「5つの場面」等を解説した動画を作成の上配布し、職員等に対する研修に活用するとともに、施設の職員等及び施設等と関わりのある従業員に対して不要不急の外出の自粛等の徹底を要請する。
- 感染管理認定看護師等の派遣等による感染症対策研修を実施する。
- 職員の日々の健康管理（体温測定、発熱した場合の出勤停止）を徹底し、施設内での感染等が疑われる事案が発生した場合は、保健所に連絡する。
- 面会者からの感染を防ぐため、自宅と施設間でのオンライン面会等を活用し、直接面会については、緊急の場合を除き中止することを要請する。実施する場合にあっても、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底する。
- 原則、利用者の外泊、外出の自粛を要請する。利用者及び家族のQOLを考慮して外泊や外出を実施する場合は、手指消毒やマスク着用等の感染防止対策を徹底することを要請する。
- 退院の際の社会福祉施設への円滑な受入を促進するため、退院基準満了証明の交付や受入施設への支援金（1名受入あたり10万円）を支給する。
- 入所者が感染した場合、入院又は宿泊施設での療養を原則とするが、患者の状況や入院調整の状況等によっては、当該施設において療養することもあり得るものとし、患者を健康管理する当該施設に対し、サービス継続支援事業等で賄えない経費について、医師の配置等、適切な健康管理体制の確保に必要な経費を支援する。
 - ・対象経費 健康管理にかかる医師、看護師等人件費、従事者宿泊費、防護具等（支援金額例）感染者30人規模、健康管理30日間で想定した場合 概ね750万円
- 訪問介護等既に利用しているサービスがある場合には、当該サービスを提供している事業所によるサービス継続等により支援する。新たにサービスが必要となる場合には、市町、介護支援専門員、相談支援専門員、訪問看護・介護事業者等関係者が連携し、必要なサービスを提供する。いずれも場合も、必要となるかかり増し経費に加え、協力金を支給する。
 - ・1日あたり協力金 訪問看護52,000円 訪問介護38,000円 等
- 高齢者施設、障害者施設等において、概ね2ヶ月分のマスク、消毒液等の使用量確保を図ったうえで、さらに概ね2ヶ月分の使用量相当を県において保管する。
- 高齢者、障害者等の施設において、新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合の基本的対応方針を定め、施設内感染を防ぐための仕組みを整備する。また、新型コロナウイルス感染症患者が発生し、職員が不足する施設向けに、協力施設等からの職員派遣等の仕組みを運用する。

(2) 保育所（幼保連携・保育所型認定こども園を含む）・放課後児童クラブ

- 保育所等については、感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び感染防止対策を厳重に徹底した上で、事業の実施を要請する。
- 団体からも注意喚起を行うとともに、県は「5つの場面」等を解説した動画を作成の上配布し、職員等に対する研修に活用する。

- 職員の日々の健康管理（体温測定、発熱した場合の出勤停止）を徹底し、施設内での感染等が疑われる事案が発生した場合は、保健所に連絡する。
- 保育所において、新型コロナウイルス感染症患者が発生し、職員が不足する施設向けに、協力施設からの職員派遣の仕組みを運用する。

(3) 感染症対策

- 介護サービス施設・事業所等における感染症対策に要する物品購入や外部専門家等による研修実施など感染拡大防止対策を推進する。

【主な助成対象施設】

区 分	金 額
介護老人福祉施設	38 千円/定 員
通所リハビリテーション事業所（通常規模型）	939 千円/事業所
訪問介護事業所	534 千円/事業所
保育所	300～500 千円/事業所
放課後児童クラブ	300～500 千円/事業所

(4) 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の支給

- 高齢者福祉施設等に勤務し、感染症対策に対応された従事者に対し、慰労金を支給する。（受付終了）

- ・介護・障害・救護

対象施設	対象者	慰労金単価
感染者が発生・濃厚接触者に対応した施設・事業所	対象施設に、令和2年3月1日から6月30日までの間に10日以上勤務し、利用者と接する従事者	200千円/人
感染者の発生・濃厚接触者への対応はなかったが、感染症対策に一定の役割を担った施設・事業所		50千円/人

- ・児童福祉施設

対象施設	対象者	慰労金単価
感染者が発生した施設	対象施設に、令和2年3月1日から6月30日までの間に10日以上勤務し、利用者と接する職員	200千円/人

5 県立都市公園等

- 県立都市公園については、感染防止対策を実施した上で開園するが、まん延防止等重点措置実施区域内の屋内運動施設は、4月5日から5月5日までの間、20時以降閉鎖する。
 - ・花見における飲酒の自粛を呼びかけるほか、花見関係のイベントの開催にあたっては、密にならないよう身体的距離を確保するなど感染防止策に注意を払う。
 - ・露店等については、業種別ガイドラインの順守など十分な感染防止対策を講じたもののみ認める。
 - ・例年、花見客が多く訪れる公園においては、グループ同士の間隔が密にならないよう、あらかじめ着座ポイントを一定間隔で地面に表示する対策を講じる。
- 下記の県立公園等について、感染防止対策を実施した上で開園する。
 - ・県立公園あわじ花さじき、兵庫楽農生活センター、県立フラワーセンター、県立但馬牧場公園、県立三木山森林公園、各県立ふるさとの森公園、県立六甲山ビジターセンター

6 外出自粛等の要請（法第 24 条第 9 項）

○次の事項を県民に要請する。

〔不要不急の外出自粛等〕

- ・時短要請がされている時間帯に飲食店にみだりに出入りしないこと（法第 31 条の 6 第 2 項、法第 24 条 9 項）（※飲食店等への見回り等を実施）
- ・不要不急の外出・移動の自粛、混雑している場所や時間を避けて行動することを要請
- ・まん延防止等重点措置区域、感染が拡大している地域との不要不急の往来及び感染リスクの高い施設（業種別ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない飲食店、カラオケ店など）の利用を自粛すること。特に若者は自粛すること
- ・大人数や長時間におよぶ会食を自粛すること
- ・会食など感染リスクの高い施設の利用後は、一定期間人との接触に注意するなど、家庭内においても「人にうつさない行動」をとること
- ・業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等への参加を自粛すること
- ・歓送迎会、自宅などでの大人数・長時間の飲食は自粛すること

〔5つの場面の注意等〕

- ・感染リスクが高まるとされる次の「5つの場面」に注意すること
 - ① 飲酒を伴う懇親会等
 - ② 大人数や長時間におよぶ飲食
 - ③ マスクなしでの会話
 - ④ 狭い空間での共同生活
 - ⑤ 休憩室、喫煙所、更衣室等
- ・感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」（新しい生活様式）の推進
マスクの着用、手洗い、身体的距離の確保、「3密」（密閉・密集・密接）の回避 等
特に、近距離の会話、移動中の車内でもマスクの着用を徹底すること
- ・毎日の検温実施など、自身の健康管理に留意し、発熱など症状のある場合には、通勤・通学を含め外出を控えるとともに、電話で医師等に相談すること
- ・こまめな換気や適度な保湿を行うこと

〔飲食等〕

- ・業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない、県内外の感染リスクの高い施設（特に接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店、カラオケ等）の利用を自粛すること
- ・業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない施設における、大人数での会食や飲み会を避けること。若者グループについては、特に注意すること
- ・リスクの高い施設利用後の自身の体調や行動に注意すること
- ・大声での会話、回し飲みを避けること
- ・会食は同居家族を除き、1グループ4人以内とし、長時間の飲食は控え、会話の際は扇子やマスク等により、飛沫を防止すること

〔追跡システム・接触確認アプリの利用〕

- ・店舗・施設やイベント等における感染拡大防止を図るため、クラスター発生のおそれがある時等に迅速に利用者への注意喚起情報を提供する「兵庫県新型コロナ追跡システム」を利用すること
- ・国の新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」を登録すること
- ・特に医療機関関係者、社会福祉施設の職員等に対し、飲食店等を利用する場合には「兵庫県新型コロナ追跡システム」を利用すること及び「COCOA」を登録すること

7 イベントの開催自粛要請等（法第 24 条第 9 項）

- 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等の中止又は延期を要請する。
- 全国的又は広域的な祭り、野外フェスティバル等については慎重に検討し、開催する場合は十分な人と人との間隔（1m）を設けることとし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断することを要請する。
- 地域で行われる集い等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事で、参加者がおおよそ把握できるものは、人数制限を行わない。
- 全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が 1,000 人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、必ず開催要件や感染防止対策等について対策本部事務局との事前相談をするよう要請する。
- 「兵庫県新型コロナ追跡システム」への登録と QR コードの掲示を要請する。
- 参加者等へ「COCOA」の登録を要請する。
- 催物開催にあたっては、適切な感染防止対策の実施を要請する。

<開催の目安>（令和 3 年 4 月 5 日～令和 3 年 5 月 5 日まで）

区 分	収容率	人数上限
大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等	100% 以内 (※1)	5,000 人以下
大声での歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント 等	50%* 以内 (※2)	

* 異なるグループ間では座席を 1 席空け、同一グループ（5 人以内に限り）内では座席間隔を設けなくともよい(50%を超える場合がある)。

※1 席がない場合は適切な間隔（密が発生しない程度の間隔）を確保

※2 席がない場合は十分な間隔（1m）を確保

（注）人数上限と収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度

8 施設の使用制限等（法第 24 条第 9 項）

- 業種別ガイドラインを遵守することを県全域に要請（法第 24 条第 9 項）

【令和 3 年 4 月 1 日～令和 3 年 4 月 21 日まで】

- 飲食店等へ、営業時間の短縮を要請（法第 24 条第 9 項）

（施設の種類）

飲食店	飲食店(居酒屋を含む)・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設（宅配・テイクアウトサービスは除く）
遊興施設	遊興施設（キャバレー、ナイトクラブ、バー、カラオケボックス等）(※)のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている店舗

※ ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く

（区域）

4 月 1 日から 4 月 4 日まで	神戸地域（神戸市） 阪神南地域（尼崎市、西宮市、芦屋市）
4 月 1 日から 4 月 21 日まで	阪神北地域（伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町） 東播磨地域（明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町） 中播磨地域（姫路市、市川町、福崎町、神河町）

(内容)

5時～21時の間の営業、11時～20時30分の間の酒類提供

(協力金)

1日あたり4万円/店舗×時短営業日数 [負担割合 国80%、県市20%]

※協力開始日から時短要請終了日まで継続して要請に応じた場合、時短営業をした日数に応じて支給(但し、定休日は除く)

- 飲食店等へ、感染対策の徹底を要請(法第24条第9項)(神戸地域、阪神南地域を除く地域)
従業員への検査勧奨、入場者の感染防止のための整理・誘導、発熱その他の症状のある者の入場の禁止、手指の消毒設備の設置、事業を行う場所の消毒、入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知、正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止、施設の換気、アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保、CO2センサー等の設置、飲食を主として業としている店舗のカラオケ設備の利用自粛
※がんばるお店・お宿応援事業：5～10万円/1店舗(定額)、13,500件
飲食店や宿泊施設によるテイクアウト・デリバリーへの参入、感染防止対策の実施等を支援

【令和3年4月5日～令和3年5月5日まで】

- 施設管理者に対して、営業時間の短縮等を要請(法第31条の6第1項)

(施設の種類の)

飲食店	飲食店(居酒屋を含む)・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設(宅配・テイクアウトサービスは除く)
遊興施設	遊興施設(キャバレー、ナイトクラブ、バー、カラオケボックス等)(※)のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている店舗

※ ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く

(区域)

神戸地域(神戸市)、阪神南地域(尼崎市、西宮市、芦屋市)

(内容)

5時～20時の間の営業、11時～19時の間の酒類提供

(協力金)

事業規模(売上高)に応じた支給[負担割合 国80%、県市20%]

※協力開始日から時短要請終了日まで継続して要請に応じた場合、時短営業をした日数に応じて支給(但し、定休日は除く)

【中小企業】

<u>1日あたり売上高</u> (令和2年度又は元年度)	～10万円	10～25万円	25万円～
<u>協力金の金額</u>	4万円/日	<u>4～10万円/日</u> <u>1日あたり売上高×0.4</u> (千円未満切上げ)	10万円/日

【大企業】※中小企業も選択可

<u>1日あたりの売上高の減少額×0.4(上限20万円/日)</u>

(感染対策の徹底を要請)

従業員への検査勧奨、入場者の感染防止のための整理・誘導、発熱その他の症状のある者の入場の禁止、手指の消毒設備の設置、事業を行う場所の消毒、入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知、正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止、施設の換気、アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保(法第31条の6第1項)

CO2センサー等の設置、飲食を主として業としている店舗のカラオケ設備の利用自粛(法第24条第9項)

※がんばるお店・お宿応援事業：5～10万円/1店舗（定額）、13,500件
飲食店や宿泊施設によるテイクアウト・デリバリーへの参入、感染防止対策の実施等を支援

【令和3年4月5日～令和3年5月5日まで】

＜特措法によらない協力依頼（働きかけ）を行う施設＞

施設	神戸地域、阪神南地域
<ul style="list-style-type: none"> ・運動施設、遊技場 ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場 ・集会場又は公会堂、展示場 ・博物館、美術館又は図書館 ・ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る） 	次の協力を依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・20時までの営業時間短縮、11時～19時までの酒類提供 ・イベントの開催要件の遵守 ・入場者の整理誘導等の実施
<ul style="list-style-type: none"> ・遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗等を除く）（※） ・物品販売業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需物資を除く） ・サービス業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需サービスを除く） 	次の協力を依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・20時までの営業時間短縮、11時～19時までの酒類提供 ・入場者の整理誘導等の実施

※ ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く

＜神戸地域、阪神南地域を除く県全域に協力依頼（働きかけ）＞

○催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること

9 事業者への感染防止対策等の要請（法第24条第9項）等

- 業種別ガイドラインに基づく感染防止策の徹底を促すとともに、関係団体を通じて協力を要請する。
- 特に接待を伴う飲食店及びその他の酒類の提供を行う飲食店等に対し、保健所による食品衛生法上の指導にあわせた感染防止策の周知徹底を行う。
- 飲食店に対し、発熱、せき、味覚障害など、少しでも症状がある従業員がいる場合の自宅待機及び検査受診を要請する。
- Go To Eat 参加飲食店においては、パーティション、アクリル板、テーブル等を利用し、利用客が家族や介助者等を除き「4人以下の単位」とする。あわせて、Go To Eat に参加しない飲食店に対しても、同様の協力を要請する。
- 医療機関に対し、医療従事者、患者等への感染防止対策の徹底を要請する。
- 社会福祉施設に対し、職員、通所者等への感染防止対策の徹底を要請する。
- 大学等に対し、教職員、学生等への感染防止対策の徹底を要請する。
- 「感染拡大防止宣言ポスター」の掲示を要請する。
- 「兵庫県新型コロナ追跡システム」への登録と、可能な限り QR コードのテーブルやカウンターなどでの掲示を要請する。
- 店舗・施設利用者へ「COCOA」の登録を要請する。
- 次の事項を事業者・関係団体に要請する。
 - ・感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」（新しい生活様式）の推進
 - ・「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、在宅勤務（テレワーク）、テレビ会議などを推進

- ・関係団体を通じた企業等に対する接触機会低減等の取組
ローテーション勤務、時差出勤等の取組を推進、休憩室、喫煙所、更衣室なども含め、職場や寮における「3密」（密閉・密集・密接）回避の促進、職場内の換気の励行、検温及びマスク着用の徹底、発熱等の風邪症状が見られる従業員への出勤免除
- ・県民のテレワークの一層の推進を支援するため、県民が無料で利用できる「県民テレワークルーム」を臨時的に5カ所開設（期間：令和3年1月19日～、場所：本庁舎別館、新長田合同庁舎、尼崎総合庁舎、姫路総合庁舎、柏原総合庁舎）

10 事業活動への支援等

(1) 企業等の事業継続支援

① 中小企業融資制度による資金繰り支援

- ・融資目標額1兆円→1兆3千億円
- ・6つの資金による支援

資金区分	限度額	概要
新型コロナウイルス感染症対応資金(無利子・無保証料)(R2.5.1～R3.5.31)	6,000万円	当初3年間無利子、保証料軽減 限度額引上げ R2.6.22～ 3,000万円→4,000万円 R3.1.25～ 4,000万円→6,000万円
家賃等つなぎ融資枠	法人：600万円 個人事業主：300万円	
新型コロナウイルス感染症保証料応援資金(R2.6.22～R3.5.31)	5,000万円	無利子資金を超える資金需要に対応 保証料0.8%を県が全額補助、利率0.7%
経営活性化資金(R2.3.16～R3.6.30)	5,000万円	迅速な融資・保証審査
借換貸付(R2.3.16～R3.6.30)	2億8,000万円	既往債務の返済負担を軽減、利率0.7%
危機対応貸付(R2.3.16～R3.6.30)	2億8,000万円	危機関連保証を活用、利率0.7%
新型コロナウイルス対策貸付(R2.2.25～当面の間実施)	2億8,000万円	セーフティネット保証を活用、利率0.7%

※実施期間の終期については、当面の予定

- ・信用保証における、事業者からの提出書類の簡素化、保証審査部門の体制強化などによる審査期間の短縮など弾力的な運用、積極的な承諾
- ・セーフティネット保証5号対象外業種（ぱちんこ屋等）について保証対象へ追加
- ・日本政策金融公庫等による資金繰り支援及び特別利子補給制度の活用
- ・金融機関に対し、既往債務に係る条件変更等の弾力的な運用等の配慮を要請

② 事業の継続を支える支援措置

ア 休業要請事業者経営継続支援事業

- ・国の持続化給付金に加え、県・市町協調による経営継続支援金の支給を推進
- ・令和2年5月7日以降の休業要請期間の延長に応じた事業主も対象に追加

- ・対象者の創業日要件を R2. 3. 31 以前まで拡大
 - 【令和 2 年 5 月 6 日までの休業】 給付額：中小法人 100 万円、個人事業主 50 万円
(支給終了) (飲食店・宿泊業等：法人 30 万円、個人 15 万円)
※休業期間に応じて給付額は異なる
 - 【令和 2 年 5 月 7 日以降の休業】 給付額：中小法人 30 万円、個人事業主 15 万円
(支給終了) (飲食店・宿泊業等：法人 10 万円、個人 5 万円)

イ 持続化給付金

対象：売上が 50%以上減少した事業者、金額：法人 200 万円、個人事業主 100 万円(上限)
(受付終了)

ウ 家賃支援給付金

対象：売上が 50%以上減少(又は連続 3 ヶ月で 30%以上減少)した事業者
金額：法人@100 万円× 6 月、個人@50 万円× 6 月 (上限)
(受付終了)

エ 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の活用

対象：緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業または不要不急の外出・移動自粛により、
売上が 50%以上減少した事業者
金額：法人 60 万円、個人事業主 30 万円 (上限)

オ キャンセル料への支援

対象：緊急事態宣言発令地域等において開催予定であった公演等を延期・中止した
にもかかわらず発生した費用
金額：2500 万円 (上限)、補助率 10/10

カ 雇用調整助成金の活用

- ・特例措置を 4 月末まで延長
 - a)助成率引上:大企業 1/2→2/3、中小 2/3→4/5(解雇等を行っていない場合は大企業 3/4、中小 10/10)
※まん延防止等重点措置対象地域の要請等に協力する飲食店等に対しては、大企業の助成率を最大 10/10 まで引き上げ
 - b)助成上限額引上：一人あたり 8,330 円/日→15,000 円/日
 - c)雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成の対象
- ・以下の企業は 6 月末まで現行特例措置を延長
 - a)まん延防止等重点措置対象地域の要請等に協力する飲食店等
 - b)特に業況が悪い事業主 (売上が 30%以上減少)
 ※上記 a)、b) 以外の企業は、5～6 月は特例を段階的に縮減
(助成上限額 15,000 円/日→13,500 円/日、中小助成率上限 10/10→9/10)
- ・兵庫労働局助成金デスクによる相談

キ 産業雇用安定助成金の活用

在籍型出向により雇用を維持する場合、出向元と出向先の双方の事業主に対し助成
a)助成率:大企業 3/4、中小 9/10
b)助成上限額：12,000 円/日 (出向元・出向先の計)

ク 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の活用

- ・休業中に賃金の支払いを受けることができなかった中小企業の労働者からの申請により、休業開始前賃金の80%(月額上限33万円)を休業実績に応じて支給する。
- ・大企業に雇用されるシフト制等の非正規労働者も対象に追加

ケ 小学校休業等対応助成金

- ・対象:小学校等の臨時休業等により、仕事を休まざるを得なくなった保護者に対し、有給休暇を取得させた事業主
- ・金額:15,000円/日(上限)

コ 中小企業のための特別相談窓口の設置

- ・ひょうご・神戸経営相談センター、県地域金融室、県信用保証協会、各金融機関

③ ポストコロナを見据えた事業展開への支援

ア 中小企業事業再開支援金

- ・ひょうごスタイルにあわせて事業者が取り組む感染防止対策を支援(支給終了)

区分	中小法人	個人事業主
単一事業所企業	20万円	10万円
複数事業所企業	40万円	20万円

(参考:国制度)小規模事業者持続化補助金

通常枠	特別枠(コロナ特別対応型)	
販路開拓等の支援	サプライチェーンの毀損への対応	非対面型ビジネスモデルへの転換、テレワーク環境の整備
上限50万円・補助率2/3	上限100万円・補助率2/3	上限100万円・補助率3/4

【事業再開枠】上記に加えて感染防止対策の取組に上乗せ補助:上限50万円

イ 収束後における地域経済の活性化

- ・がんばるお店・お宿応援事業:5~10万円/1店舗(定額)、13,500件
飲食店や宿泊施設によるテイクアウト・デリバリーへの参入、感染防止対策の実施等を支援
- ・商店街お買い物券・ポイントシール事業(事業規模15億円:県2/3、市町1/3)
商店街等が取り組むプレミアム付商品券の発行、ポイントシール事業を支援

ウ 新たなワークスタイルの推進(ひょうご仕事と生活センター)

- ・テレワーク等を推進するため、設備導入を支援するとともにアドバイザーを設置

④ 生産拠点の県内回帰、サプライチェーンの強化・再構築
・産業立地条例に基づく補助金等を拡充

区分	拡充前（～R2. 6. 17）	拡充後（R2. 6. 18～）	
		県内全域での幅広い立地促進	サプライチェーン強化・再構築対策
税軽減	不動産取得税 1/2軽減 (拠点地区・促進地域)	同左	【一般地域】 1/2軽減 【促進地域】 3/4軽減
	法人事業税 【一般地域】 1/4軽減・5年間 (拠点地区1/3軽減・5年間) 【促進地域】 1/2軽減・5年間	【一般地域】 1/3軽減・5年間 (拠点地区1/2軽減・5年間) 【促進地域】 同左	【一般地域】 1/2軽減・5年間 【促進地域】 3/4軽減・5年間
補助金	設備投資補助 【一般地域】 設備投資額の3% ※国等補助金併用不可 【促進地域】 設備投資額の5% ※国等補助金併用不可	同左	【一般地域】 設備投資額の6% ※国等補助金併用可 【促進地域】 設備投資額の10% ※国等補助金併用可
	雇用補助 【一般地域】 新規正規雇用：30万円/人 【促進地域】 新規正規雇用：60万円/人 新規非正規雇用：30万円/人	同左	【一般地域】 新規正規雇用：45万円/人 【促進地域】 新規正規雇用：90万円/人 新規非正規雇用：同左

※サプライチェーン強化・再構築対策は、令和5年3月末立地促進事業等確認申請受付分まで

(参考：国制度) サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金

生産拠点の集中度が高い製品・部素材又は国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材に関するサプライチェーンを強靱化

※工場の建物取得費、設備費等を対象

補助率：大企業 1/4～1/2 以内、中小企業等 1/4～2/3 以内、補助上限額：100 億円

⑤ 雇用対策の強化

ア 緊急対応型雇用創出事業

新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた労働者等に対し、次の雇用までのつなぎの雇用を創出（実施規模：1,200人）

イ 離職者等再就職訓練事業

離職者等の就職促進のため、介護やIT・資格取得等ニーズの高い分野の職業訓練を実施（拡充規模：800人（実施規模：219コース4,150人））

(2) 観光振興

令和2年6月19日～Welcome to Hyogo キャンペーンを展開し、旅行市場の回復段階に応じ需要を喚起（県内・近隣府県から徐々に国内遠隔地に拡充）

- ・“ひょうごのお得旅” キャンペーン

区分	事業内容
スキー場周辺地域での宿泊割引支援 (12月～4月)	2千円/泊
県内温泉地での宿泊に対しおみやげ購入券配布 (第1弾7～9月、第2弾10月～4月)	2千円/宿泊1万円以上 1千円/宿泊5千円～1万円

- ・バス旅行の支援

区分	事業内容
ひょうごツーリズムバスの拡充	1台あたり宿泊3万円、 日帰り1.5万円

(3) Go To トラベルキャンペーン

- ・全国において、事業の適用を一時停止

(4) Go To Eat キャンペーン

- プレミアム付食事券の申込受付・販売(引換)等について、Go To トラベルの停止終了日まで停止
- 販売済みのプレミアム付食事券及び付与済みポイントの取り扱い
緊急事態宣言発出を踏まえ、令和3年1月14日から販売済みのプレミアム付食事券及び付与済みポイントについて県下全域での利用の自粛を呼びかけ[有効期限 3/31→6/30 に延長]

【参考】緊急事態宣言発出前の呼びかけ内容(12/18~1/13)

直近7日間の感染者数が10万人あたり10人を超える地域の販売済みプレミアム付食事券等について、利用の自粛を呼びかけ

- ・時期 Go To トラベルの停止終了日まで
- 飲食時の人数制限等の感染防止対策(下記a)~d))を改めて周知徹底
 - a) 食事券・ポイントの利用は、原則として4人以下の単位での飲食とする。
 - ・但し、家族での食事の場合は対象外
 - ・また、乳幼児・子ども、高齢者や障がい者の介助者等、店舗での常識的な範囲での対応は制限しない。
 - b) 事業参加飲食店は、利用客が4人以下の単位になるよう、パーティション、アクリル板、テーブル、個室等を利用し、同一グループでも利用客を物理的に分離
 - c) 事業参加飲食店は、利用客全体に4人以下の単位での飲食を呼びかけ、協力できない方には食事券・ポイントの利用を控えてもらう。また、この旨を店頭で周知
 - d) 受託事業者は、人数制限についてHP等で利用者に広く周知するとともに、今後の食事券販売の際には、以下の方法により利用者から同意を取得
 - ・対面販売時：食事券を購入することでこの要件に同意したことになる旨を周知
 - ・WEB申込：要件に同意する旨のチェックボックスを追加

(5) Go To 商店街事業

全国において、集客を伴う商店街イベントを延期又は中止

【参考】各種 Go To キャンペーン事業について

① Go To トラベル事業

宿泊・日帰り代金の1/2相当額を支援(支援上限:宿泊2万円、日帰り1万円)

※旅行代金の割引(35%)

土産店、飲食店等で使用する地域共通クーポン付与(15%)

② Go To Eat 事業

ア 25%プレミアム上乗せの食事券を発行(購入上限:2万円)

イ オンライン飲食店予約サイト経由で予約・来店した消費者にポイントを付与

③ Go To 商店街事業

商店街が実施するイベント等を支援(1商店街:300万円)

※広域連携でプロモーション等を実施する場合500万円上乗せ

④ Go To イベント事業

イベント等のチケット購入代の2割を支援

(6) 生活福祉資金特例貸付の拡充

新型コロナウイルス特例貸付として、貸付の対象世帯を、低所得者だけでなく、新型コロナウイルスの影響を受け収入の減少があった世帯に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付を実施するための貸付原資53,584,000千円を助成する。

○ 貸付要件(新型コロナウイルス感染症による特例貸付)

区分	緊急小口資金	総合支援資金 (通常、緊急小口資金利用後に貸付)
貸付上限額	20万円	20万円/月(2人以上世帯の場合) [貸付対象期間] 原則3ヵ月分(総額最大60万円)※1 延長3ヵ月分(総額最大60万円)※2 再貸付3ヵ月分(総額最大60万円)※3 最大9ヵ月分(総額最大180万円)
据置期間	1年以内(※4)	1年以内(※4)
償還期限	2年以内	10年以内

緊急小口資金(20万円)、総合支援資金(180万円)とを合わせて最大200万円の貸付が可能

(※1)申請受付期間を令和3年6月末まで延長(令和3年4月～6月の間の新規申請の場合、緊急小口資金(20万円)、総合支援資金(60万円)の最大80万円の貸付が可能)

(※2)延長申請期限は、令和3年6月末まで

(※3)令和3年6月末までに上記両資金の貸付が終了した世帯が対象

(※4)令和4年3月末以前に償還が開始となる貸付は、据置期間を令和4年3月末まで延長。また、総合支援資金再貸付分は据置期間を3年以内に延長

(7) 税制上の特例措置等

- ・徴収の猶予制度の特例(収入が概ね20%以上減少した者は、1年間猶予)
- ・県民税の寄附金税額控除の特例(行事の中止等による入場料金払戻請求権の放棄に適用)

- ・住宅ローン控除（住民税）の特例の拡充（面積要件の緩和、適用期限の1年延長）
- ・自動車税環境性能割の税率の臨時的軽減（1%軽減）の延長（令和3年末まで）
- ・耐震基準不適合既存住宅の耐震改修特例（不動産取得税）の適用要件の弾力化（入居要件の緩和）
- ・自動車税種別割・法人関係税等の電子申告・電子納税等を推進
- ・個人の県民税・事業税の申告期限の延長（令和3年4月15日まで）

(8) 特別定額給付金の早期支給

特別定額給付金の円滑な支給のため、申請の受付・給付事務を行う市町への助言等を実施

(9) 農林水産事業者への支援

① 資金繰り支援

- ・美しい村づくり資金、豊かな海づくり資金の拡充(当初3年間無利子化、貸付期間延長、融資限度額引上げ)

② 事業継続支援

- ・山田錦等酒米生産応援事業（酒米を酒用として販売した価格と酒以外の他用途利用向けに販売した価格差を支援）

③ 需要喚起・販売促進

- ・県産酒米消費拡大キャンペーン事業（県産酒米100%を原料にした日本酒2,500円の購入毎に、直売所で使える500円の金券を配布）

11 県としての対応等

(1) 県庁舎・県職員の感染防止対策等

○職員の在宅勤務の活用による出勤者の原則7割削減を目指す。

○職員の感染防止対策

- ・時差出勤・フレックス制・特別休暇の活用の推進
- ・サテライトオフィスの活用
- ・テレビ会議システムの活用
- ・マスク着用、人と人との間の十分な距離の確保、換気の徹底等
- ・出勤時の自宅での検温の徹底、庁舎入口におけるサーモグラフィによる検温の実施
- ・県民への窓口業務等については、職場環境に応じて、密閉、密集、密接とならないような方法により実施

○市町職員の在宅勤務等の活用による出勤者7割削減の要請

(2) 予算の早期実施

- ・国の補正予算等を活用して編成した県の補正予算と令和3年度当初予算の速やかな実施を図る。

(3) 組織体制の整備

○「次なる波」の到来等に備え、組織体制を強化する。(令和2年7月1日付)

- ・健康福祉部に新たに「感染症等対策室（室長：本庁局長級）」を設置し、同室に「感染症対策課」を置き、感染症対策を統括する機能を強化
- ・感染症対策課に医務課・薬務課・社会福祉課・健康増進課・病院局企画課・復興支援課（R3.4～防災支援課）で実施している新型コロナウイルス感染症対策業務を一元化し、それぞれの課長が感染症対策課参事を兼務

- 新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施に向け、組織体制を強化する。
 - ・健康福祉部感染症等対策室に新たに「ワクチン対策課」を設置し、同課に「参事（ワクチン対策担当）」を設置（令和3年1月25日付）
- 庁内連携により、感染症対策業務の人員体制を確保する。

(4) 自殺対策

新型コロナウイルス感染症の影響による今後の生活の悩みや不安を感じておられる県民に対して、「こころの健康相談統一ダイヤル（☎0570-064-556）」など、相談窓口の啓発を図る。

（相談窓口一覧 URL:

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf09/soudanmadoguti.html?edit=1&mode=preview>）

12 家庭内及び地域内における感染症拡大防止策

家庭内・地域内の感染拡大防止を防ぐため、地域活動を担う婦人会等の地域団体に対し、看護師等の派遣を行い、家庭内における感染症拡大防止策等の知識啓発活動の支援を行う。

[改定年月日]

(令和2年 4月13日改定)
 (令和2年 4月17日改定)
 (令和2年 4月24日改定)
 (令和2年 4月28日改定)
 (令和2年 5月 4日改定)
 (令和2年 5月15日改定)
 (令和2年 5月21日改定)
 (令和2年 5月26日改定)
 (令和2年 6月18日改定)
 (令和2年 7月 9日改定)
 (令和2年 7月17日改定)
 (令和2年 7月23日改定)
 (令和2年 7月29日改定)
 (令和2年 8月 1日改定)
 (令和2年 8月28日改定)
 (令和2年 9月17日改定)
 (令和2年10月14日改定)
 (令和2年11月 5日改定)
 (令和2年11月11日改定)
 (令和2年11月18日改定)
 (令和2年11月24日改定)
 (令和2年12月10日改定)
 (令和2年12月24日改定)
 (令和3年 1月 8日改定)
 (令和3年 1月12日改定)
 (令和3年 1月22日改定)
 (令和3年 2月 3日改定)
 (令和3年 2月22日改定)
 (令和3年 3月 4日改定)
 (令和3年 3月18日改定)
 (令和3年 3月29日改定)
 (令和3年 4月 2日改定)

第4波危機！ 感染拡大防止緊急要請

兵庫県内の新規感染者数は増加の一途をたどり、1日の新規感染者数が一昨日は過去最多の328人、本日314人となるなど、第4波に入ったと言わざるを得ません。

それに伴い、重症病床使用率が70%を超えるなど、医療提供体制は逼迫しており、医師や看護師の懸命な努力が続いています。

若い人をはじめ県民の皆様には、危機的状況下における感染防止を我が事としてとらえ、責任ある行動をとってください。

1. 外出の自粛

県全域での不要不急の外出・移動を自粛してください。

特に大阪など、まん延防止等重点措置区域への往来は自粛してください。

2. 営業時間の短縮

次の地域の飲食店等に営業時間短縮を要請しています。

対象地域では、時短要請に応じていない飲食店等にみだりに出入りしないでください。

対象地域	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市	阪神北地域 (伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町) 東播磨地域 (明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町) 中播磨地域 (姫路市、市川町、福崎町、神河町)
期間	令和3年4月5日～5月5日	令和3年4月1日～4月21日
内容	営業時間 5:00～20:00 (酒類提供 11:00～19:00)	営業時間 5:00～21:00 (酒類提供 11:00～20:30)

3. 飲食店等での注意

(1) 座席配置の工夫又はアクリル板の設置、消毒液の設置等の感染対策を行っていない飲食店、カラオケ店など、リスクのある場所への出入りを自粛してください。

(2) 会食の際は、次のことを必ず守ってください

- ・ 1グループ4人単位
- ・ 大人数・長時間の飲食は控える(2次会等に行かない)
- ・ 会話の際は、扇子(うちわ)やマスク等により、飛沫を防止

4. 感染対策の徹底

(1) 家庭内での感染が5割を超えています。会食など、感染リスクのある施設の利用後は、家族との接触に注意し、マスクや手洗いなど家庭内で「人にうつさない」行動をしてください。

(2) 職場や施設、学校等において、「マスクの着用」「手洗い・手指の消毒」「人と人との距離の確保」など、基本的な感染対策を徹底してください。

令和3年4月9日